



紀州
湯浅



Yuasa Town Guide Book 2022

湯浅町

暮らしのガイドブック



わが街事典® 湯浅町
株式会社
サイネックス

🔍 湯浅町ガイド	5
🔥 救急・消防	18
🚶 防災	20
📄 届出・手続き	21
👤 健康・子育て	23
👴 福祉・介護	28
💙 保険・年金	34
🏠 生活・環境	36
💰 税金	43
⚙️ 産業	47
🎓 教育・文化・生涯学習	48
📢 行政情報	51
👥 議会	54
📖 生活ガイド	55

湯浅町役場

〒643-0002 和歌山県
有田郡湯浅町青木668番地1

TEL 0737-63-2525

FAX 0737-63-3791

ホームページ

<https://www.town.yuasa.wakayama.jp/>



わがまち再発見
湯浅町ガイド

手続き・福祉など
行政ガイド

暮らしをもっと便利に
生活ガイド

食品全般の輸送はお任せ下さい!!

**全車
冷蔵・冷凍
機能付き**



生鮮食品・冷凍食品など
24時間365日
京阪神定期便
運行しています!!



株式会社

大野商事運輸

代表取締役 大野 裕一



**中古トラック・重機の
販売・買い取りもしています**

本社 〒643-0065 和歌山県有田郡広川町西広261-13

**TEL (0737)-62-4757
FAX (0737)-62-4303**

湯浅町PRキャラクターです！



プロフィール

- 名 前 ▶▶ ゆーあ (ちゃん)
 性 格 ▶▶ 湯浅町の人たちと同じように、朗らかなのんびりやさんで人懐っこい
 好きな食べ物 ▶▶ みかんジュース、しらす丼
 趣 味 ▶▶ ゆあさんぽ…湯浅の町中をさんぽすること。
 自己紹介 ▶▶ ゆったりとした時間が流れる湯浅町の醤油屋さんの裏で生まれ育ったネコ。湯浅町が大好きな女の子で、もっと湯浅町の魅力を伝えていきたいと思っている。

2021年夏に町内外プロアマを問わず、デザイン募集を行いました。600を超える応募作品の中から選ばれたキャラクターを、「タイムボカンシリーズ ヤッターマン」や「ハクション大魔王」などのアニメ制作で有名な、タツノコプロによって、イラスト化されました！

これから、湯浅町のPRをどんどんしていきますので、
 ゆーあちゃんをよろしくお願ひします。

広 告

**リサイクルを通じて
循環型未来へ!!!**

渥美土木
 総合建設業(特)第13878号
 代表者 渥美 成文

事務所 湯浅町大字山田1182
 リサイクルプラント 湯浅町大字山田字垣内地1646
TEL 0737-62-4231
FAX 0737-22-6077

瓦屋根の新築・リフォーム、雨漏り修理は当社まで…

株式会社 アルプス
 湯浅町田1118-1
(代)TEL(0737)63-1025
0120-67-1025
<http://www.alpskawara.co.jp>

防水工事業

紀州商会
 和歌山県知事許可(股-2)第16049号
 代表者 山本 栄一
 Eiichi Yamamoto

湯浅町湯浅2463-3
TEL:0737-63-5361
FAX:0737-62-2675
 E-mail: info@kishushokai.com
<http://www.kishushokai.com>

湯浅町

暮らしのガイドブック

Yuasa Town Guide Book 2022

INDEX


- 1 湯浅町PRキャラクターです!
- 2 INDEX
- 4 発行にあたって

広告

手づくり湯浅しょうゆの販売

天保十二年創業

角長



店舗名	角長本店	店舗名	角長国道店
住所	湯浅町湯浅7	住所	湯浅町別所147
電話番号	0737-62-2035	電話番号	0737-63-5243
FAX番号	0737-62-4741	FAX番号	0737-63-5243

<http://www.kadocho.co.jp>

確かな技術と経験で

上野山工業

湯浅町山田1623

TEL0737-65-0770

湯浅町ガイド

わがまち再発見

- 5 湯浅町の概要
- 6 湯浅町マップ



・特集・

湯浅で出会える、こんな場面

シーン

始まりのまち

- 8 醤油醸造発祥の地

賑わいのまち

- 10 祭り・イベント

味わいのまち

- 12 特産品

歴史のまち

- 14 湯浅町の文化財

- 16 ライフサイクルINDEX



広告

亜鉛資源の有効利用を通じて、産業の発展と循環型社会の実現。



阪和工業株式会社

Hanwa Industrial Co., LTD

湯浅町吉川195番地の7 TEL.0737-63-6251 FAX.0737-63-6257 <http://www.hanwa-ind.co.jp/>



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

— 広 告 —

行政ガイド

手続き・福祉など

- | | |
|---|---|
| 18  救急・消防 | 36  生活・環境 |
| 20  防災 | 43  税金 |
| 21  届出・手続き | 47  産業 |
| 23  健康・子育て | 48  教育・文化・生涯学習 |
| 28  福祉・介護 | 51  行政情報 |
| 34  保険・年金 | 54  議会 |

生活ガイド

暮らしをもっと便利に

- 55 生活ガイドINDEX
- 56 湯浅町の身近な医療機関リスト
- 57 湯浅町商工会
- 58 健康マップ
- 60 リフォームの基礎知識
- 61 「空き家」放置していませんか？
- 62 葬儀・お墓・仏壇仏具について
- 64 湯浅町で味わうグルメ



各種配管・製缶・機械器具
鍛冶工事一式

前田管工

和歌山県知事許可(般-1)第16469号
代表者 前田 悦秀
湯浅町湯浅2344-6
TEL・FAX(0737)62-4583
携帯 090-3277-6382

創業200有余年の
信頼と実績の上に成り立つ伝統

(有)浦川瓦工業

瓦・屋根
専門店

☎32-2096 FAX32-4152

浦川瓦工業 検索

瓦一枚でもご注文に応じます。
瓦のことなら1から100まで
ぜひ当社にご相談ください。

有田川町小川376
詳しくはP60リフォームページを参考に

— 広 告 —



時計・宝石・眼鏡・補聴器

確かな知識と技術でお客様に最適な商品をご提案いたします。

oomiya
—1978—

オオミヤ 湯浅店
和歌山県有田郡湯浅町1794-47
TEL.0737-63-5552
OPEN 10:00~19:00 日曜定休
www.jw-oomiya.co.jp

外構工事・エクステリア・造園緑化工事
設計・施工・管理・土木工事

こだわりの「お庭」は、
株式会社
丸石造園土木へ

代表取締役 小原 弘靖
知事許可(般-2)第11817号

広川町広1548
TEL 0737-64-0215
ホームページ <http://maruishi-eg.jp/>

発行にあたって

ごあいさつ

このたび、平成31年に全戸配布した「湯浅町暮らしのガイドブック2019」を全面改訂し、「湯浅町暮らしのガイドブック2022」として発行する運びとなりました。

この冊子は、官民協働事業として企画され、掲載した広告費によって制作されています。ご支援ご協力いただきました事業所や関係団体の皆様には厚くお礼を申し上げます。

さて、前回配布から今回の発行まで3年余りが経過しましたが、その間に、湯浅町の長年の懸案事項でありました駅前周辺整備を実現することができました。図書館やJR湯浅駅が入り、防災施設としての機能も併せ持つ「湯浅えき蔵」の整備から始まり、駅前駐車場・駐輪場、そして「おちゃと公園」も完成したことで、町の玄関口が大きく生まれ変わり、駅前周辺の利便性が向上いたしました。

また、こども園の開園をはじめとした子育て環境の更なる充実や地域福祉センターの移転など、少子高齢化が進む中でもあらゆる世代が安心して安全に暮らせるまちづくりを進めてまいりました。

湯浅町が、今後目指すべき方向性を示す第四次湯浅町長期総合計画では、本町の将来像として「歴史と人の温もりで支え合うまち 湯浅」を掲げております。町民の皆様と力を合わせ、本町が大切にしている歴史と、人の温かさを軸に支え合うまちづくりに向けた取組を今後も進めてまいります。

このたび発行いたしました「湯浅町暮らしのガイドブック2022」には、役場窓口での各種手続きや、日常生活に役立つ情報に加え、湯浅町ならではの特産品や祭り・イベントなどの紹介もしております。

本町にお住まいの皆様、またこれから本町で暮らしていく皆様に、本誌をいつもお手元に置いていただき、湯浅町の魅力を身近に感じながらご活用いただきたいと思います。



湯浅町長
上山 章善

2022年6月

湯浅町の概要



人口・世帯数

人口 11,297人

男性 5,303人 女性 5,994人

世帯数 5,348世帯

(令和4年6月現在)



位置

和歌山県有田郡湯浅町は、紀伊半島の北西部に位置しています。



有田郡湯浅町
Yuasa town

町章

湯浅の「ユ」の文字を図案化。全体の型は、太陽の昇る状態(日の出)を象徴し、躍進湯浅を表現しています。円は和を意味し、図案の中心にある末広及び上昇角の部分は急速な発展を表現しています。



町の花

◆ 三宝柑の花



◆ 三宝柑



町の木

◆ なぎ



広告



土木施工

建築施工

建築設計

 株式会社 中井組

本社 湯浅町湯浅2512 TEL0737-62-4131
和歌山支店 和歌山市堀止西2-10-44 TEL073-422-5757
田辺支店 田辺市朝日ヶ丘19-31 TEL0739-22-5695

<https://nakaigumi.com/>

湯浅町マップ

Yuasa Town Map



- 名所・史跡
- 湯浅伝統的建造物群保存地区
- 熊野古道
- トイレ

湯浅町ガイド

広告

全構協Hグレード 認定工場
阪和興業株式会社 指定工場



北村鉄工株式会社
KITAMURA TEKKO Co.,Ltd.

本社 和歌山県有田郡湯浅町吉川1243番地
〒643-0007 TEL (0737)63-2964(代)
FAX (0737)63-5849

吉備工場 和歌山県有田郡有田川町奥282番地
〒643-0022 TEL (0737)52-7512(代)
FAX (0737)52-7514

吉見工場 和歌山県有田郡有田川町吉見805番地
〒643-0802 TEL (0737)52-4429(代)
FAX (0737)52-4099

地図に残る、地図を変える。
総合建設業



株式会社 ヤスケン
YASUKEN

代表取締役
中井 瑞雄

本社：湯浅町湯浅2396-5
営業所：有田川町熊井775-1

TEL 0737-63-5363
FAX 0737-63-5364



広告

LIXIL FC マドリエマドリエ有田

新築、リフォームに関わらず、「住まいづくり」に関することなら
どんなことでもお気軽にご相談ください。

有田ト-ヨ-住器 株式会社

有田郡湯浅町吉川72-3 **TEL 23-8477**
FAX 23-8478

株式会社 金谷伊兵衛商店

【本店】湯浅町湯浅
TEL (0737) 6213228

【第一鉄鋼センター】湯浅町吉川口(国道筋)
TEL (0737) 6313224
FAX (0737) 6311330

【第二鉄鋼センター】湯浅町山田口(国道筋)
TEL (0737) 6313411

【広加工場】広川町広
TEL (0737) 6410610

広告

Shobutani
株式会社 菖蒲谷

国土交通大臣認定
鉄骨製作工場(Mグレード)

有田郡湯浅町山田1872
☎ 0737-22-6226

豊かな経験とたしかな実績でお応えします

冷凍・冷蔵～空調設備まで

冷凍室 冷蔵庫 大型製氷装置 設計・施工
解凍装置 冷風乾燥機 **見積無料**

フロン回収業者認定店

株式会社 瀬戸冷機

E-mail kkseto@gold.ocn.ne.jp

事務所 TEL(0737)63-2066 FAX(0737)63-5274
湯浅町湯浅66

工場 TEL(0737)63-4724 FAX(0737)63-1012
湯浅町青木252-9

株式会社 ユアサ

湯浅町湯浅3013

TEL (0737)63-2323
FAX (0737)63-2324

・特集・
湯浅で出会える、



始まりのまち

醤油醸造発祥の地



湯浅町ガイド



日本遺産

「最初の一滴」

醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅

とは
日本遺産

文化庁が平成27年度に創設した制度で、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定し、国内外に戦略的に発信することにより、地域活性化等を図るものです。

▲伝統的建造物群保存地区

ストーリーの概要

醤油の起源は、遥か中世の時代、中国に渡り修行を積んだ禅僧が伝えた特別な味噌に始まります。この味噌の桶に溜まった汁に紀州湯浅の人々が工夫を重ね、生まれたのが現在の醤油であると言われています。

醤油の醸造業で栄えた町並みには、重厚な瓦葺の屋根と繊細な格子(こうし)が印象的な町屋や、白壁の土蔵が建ち並びます。通りや小路(しょうじ)を歩けば、老舗醸造家から漂ってくる醤油の芳香が鼻をくすぐり、醤油造りの歴史と伝統が、形、香り、味わいとなって人々の暮らしの中に生き続けています。

日本の代表的な調味料を生み出した町の矜持

伝統的建造物群保存地区

保存地区は旧市街地の北西に位置し、東西約400m、南北約280m、面積にして約6.3ヘクタールに及びます。

平成18年(2006)に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。



広告

醤油の発祥地である湯浅から天保十二年創業、湯浅醤油の老舗「角長」が昔ながらの手作り醤油をお届け。

醤油のふるさと 湯浅
天保十三年創業 (株)角長
〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅7
TEL: 0737-62-2035 FAX: 0737-62-4741
<http://www.kadocho.co.jp>
湯浅醤油の角長【手づくり 湯浅しょうゆの販売・通販】

● 主な構成文化財



■ 顯國神社の祭礼(顯國神社の三面獅子)

毎年10月に行われる湯浅祭では民俗芸能の三面獅子が奉納され、神輿渡御や騎馬武者行列が、醤油醸造業で栄えた町並みを練り歩きます。



◀ 顯國神社の三面獅子



■ 湯浅駅旧駅舎

鉄道を中心とした陸路での移送手段が変わる時代の中で、醤油の商品や原材料の輸送と商売人の移動など、新たな玄関口として利用されました。駅舎は、国鉄開通時のものです。



■ 大仙堀

往時は醤油を積み出した内港で、一名を「しょうゆ堀」といいます。石積み護岸に醤油蔵が建ち並びます。

■ 甚風呂(歴史民俗資料館)

小路に建つ銭湯の戎湯は、早い時間帯には早朝に漁に出る漁民たちが、次に仕事を終えた醤油屋の使用者が、最後は家庭を支える人々が利用しました。地域住民の憩いの場として「甚風呂」の愛称で親しまれました。



広告

デジカメ・スマホからのプリント

証明写真

各種記念写真

遠影写真

記念アルバム作成

フォトショップ・タナカ

オークワ湯浅店 ☎0737-63-2170
有田郡湯浅町湯浅1852

オークワ有田川店 ☎0737-52-7808
有田郡有田川町天満407番地1

新鮮 味自慢

本場紀州産自家加工品

・釜上げひめす・上千ちりめん

地方発送受け承ります。

村忠水産 株式会社

代表者 村田 勝

有田郡湯浅町田335-1

TEL 0737-63-0838(工場)
64-1831(自宅)

FAX 0737-62-5031



・特集・
湯浅で出会う、



祭
こんな場面



祭り・イベント

賑わいのまち

3月

3月中旬 紀州湯浅のシロウオまつり A

毎年春先に産卵のため広川を遡上してきたシロウオを四つ手網といわれる特殊な網で掬い取る漁法が行われており、紀州湯浅に春を告げる風物詩となっています。シロウオが堪能できる多様なイベントが開催されます。



7月

7月7日 弁財天七夕まつり B



7月7日 國津神社夏祭



7月17・18日 顯國神社夏祭(若宮祭)

7月第4土曜日 湯浅まつり 花火大会 C

湯浅広港を舞台に開かれる夏の祭典です。大輪の打上げ花火やスターメインなど約2,000発の花火が夜空を豪華に彩ります。花火の前には「湯浅ぞめぎ」と呼ばれる盆踊りが披露され、祭りを賑やかに盛り上げます。



興味深い伝統行事や
楽しいイベントに
出かけよう



広告

建築・土木工事を通じて地域社会に貢献しております。



思いやりあるものづくりをあなたと

中平建設株式会社

NAKAHIRA

[本社]和歌山県有田郡湯浅町湯浅1429

TEL:0737-64-1717 FAX:0737-63-3239

https://www.nakahira.co.jp

Instagram
やってます➡





広告

総合建設業

野田組
代表者 野田 稔浩

湯浅町栖原73

TEL:0737-62-4304
FAX:0737-62-4330

総合建設業

大経建設株式会社

湯浅町田370

TEL 0737-63-5659
FAX 0737-63-1454

創造する緑の空間

造園工事業および庭園の
設計・施工・管理
道路・公園・民間・公共施設及び
個人邸の植栽・維持管理

株式会社 児島造園
KOJIMA

湯浅町青木394

TEL(0737)63-0557
FAX(0737)62-4078
<https://kojima-zouen.com/>



10月

- 10月15日 國津神社秋祭 **D**
- 10月16日 幸神社秋祭
- 10月18日 顯國神社秋祭 **E**
(渡御行列は18日以後の最初の日曜日)
- 10月18日 逆川神社秋祭
- 10月下旬 紀州湯浅のギョギョっと
お魚まつり **F**

湯浅湾は鯖や鰯など水産物の宝庫です。おいしい湯浅の水産物を県内外にPRするためのイベントで、地元のとれたてのお魚を使った料理が販売されて大人気です。歌や踊りの披露、湯浅の特産品の販売もあります。

11月

- 11月上旬 ゆあさ^{わいワイ}YYまつり
- 11月上旬 文化祭



広告

YUKENKO
雄

総合建設業

雄 建 工

和歌山県知事 許可(般-2) 第 15246号

湯浅町栖原253-29

TEL (0739) 63-6899
FAX (0739) 63-6899

大 彦

創業元禄以前 湯浅、大工

株式会社 **平 林 組**

和歌山県知事許可(特)第2310号 総合建設業

和洋新築/増改築
耐震/バリアフリー改修
伝統的建造物の修復 他
建築土木一式請負

湯浅町湯浅1574

TEL/FAX: 0737-63-6475

湯浅 平林組

・特集・
湯浅で出会える、



こんな場面

伝統食



中国から伝わった
「食べる味噌」



金山寺味噌

金山寺味噌は、舐め味噌の一種で、調味料として使用するのではなく、おかずとして食べる味噌です。元々は夏野菜を冬に食べるための保存食で、米・麦・大豆に瓜・茄子・生姜・紫蘇を混ぜ合わせ醸造したものです。

鎌倉時代の禅僧法燈国師(ほつこうくし)が宋(中国)径山寺で修行のかたわら径山寺味噌の製法を習得し、帰国後、紀伊由良に西方寺(後の興国寺)を建立し、在り山すること四十余年、その間径山寺味噌の製法を伝授したのが「金山寺味噌」の始源であると伝えられています。

日本の味、醤油の
ふる里は湯浅町!



醤油

醤油は、金山寺味噌製造の際に生じる液汁が調味料として適していると知った湯浅の人々が工夫を加えて生み出したもののだと言われていいます。湯浅の醤油が商品化されたのは室町時代の頃からで、江戸時代には紀州徳川家の手厚い保護を受けて100軒近くの醸造場があったとも伝えられており、湯浅のまちの発展を支えました。

蒸した大豆と炒った小麦を砕いたものに麴菌をつけ、塩水とともに漬け込んで仕込むこと1年から1年半。できあがった諸味を絞り、火にかけて味を整えると醤油が完成します。

湯浅には、醤油醸造の発祥の地の伝統を受け継いだ醤油があります。

特産品

味わいのまち

湯浅の気候風土と

熟練の技から生まれる、

おいしい特産品

果物



温州みかん

温州みかんの代表的ブランド「有田みかん」の本場 湯浅町、秋ともなれば周辺の山々が黄金色に染まる程生産されています。また、このほかにも温暖な気候を利用した多くの柑橘も栽培されています。

湯浅なす

「なす」には、180種類を超える品種があるとされています。湯浅なすもそのひとつで、古くから金山寺味噌などを作るために湯浅で栽培され続けてきた固有種です。

写真の様にまん丸で、大きいもので直径約10cmにも成長します。水分が少なく、実がしっかり詰まっており、重さは1個約400g近くにもなります。通常のナスの2倍~4倍の重さがあります。



大正時代から
伝わる
固有のなす

紀州伝統野菜

三宝柑

三宝柑は江戸時代、和歌山藩士の邸内に偶然発生した変種で、当時有田郡出身の、藩主治宝侯の右筆をつとめていた者がその穂の分与を受けて漸次に有田郡内にひろがりました。明治13年湯浅町栖原に移植され、その土壌が適していたことと栽培技術の優秀さにより現在では和歌山県でのみ生産され、そのうちの約6割が湯浅町で生産されています。



広告



近畿大学

KINDAI UNIVERSITY



湯浅農場では近大みかん、近大マンゴーなどの栽培研究を実施。柑橘類約200品種を擁する柑橘遺伝資源保存園が充実。

近畿大学附属農場

湯浅農場 〒643-0004
有田郡湯浅町湯浅2355-2
TEL (0737) 62-2953

生石農場 〒643-0531
有田郡有田川町楠本1643-21
TEL (0737) 23-0136



か 垣内みそ店

金山寺味噌醸造元

■ 湯浅本店 ■
〒643-0003 和歌山県有田郡湯浅町大字別所342-1
TEL.0737-63-5855 FAX.0737-63-4520

■ 24号バイパス店 ■

〒649-6311 和歌山市里45-1国道24号線バイパス沿
TEL.073-462-7003 FAX.073-462-7030
営業時間 AM9:00~PM6:30 定休日 水曜日

※注文は電話かメールで

☎ 0120-63-4520



海産物



県内随一の
水揚げ量

しらす

紀伊水道に面した湯浅湾は、古くから沿岸漁業が発達し、中でも太平洋を黒潮によってやってくる鰯の稚魚を取る「しらす漁」が盛んです。このしらすをすぐに大釜で茹で上げたのが「釜揚げしらす」、それをさらに天日干したのが「しらす干し」や「ちりめん」です。

なれずし

湯浅には古くから各家庭で受け継がれた酢を使わずに発酵させたお寿司「なれずし」があります。作り方は、塩鯖をうすい塩水で炊きあげたごはんにのせアセ(暖竹)の葉で包み樽に漬け込んで、あとは自然発酵させます。

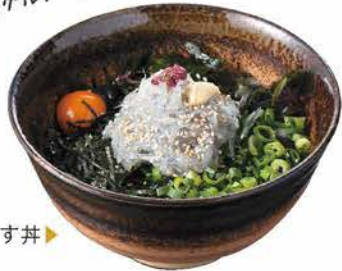


受け継がれる
家庭の味

しらす丼

和歌山県でも有数の水揚げ量を誇る湯浅のしらすをたっぷり味わえる、しらす丼。「わかやまご当地グルメ30選」にも選ばれています。

湯浅の
ご当地グルメ



生しらす丼



しらす丼

しらす丼マップ



広告



地産 NUSHII FARM

KODAWARI no MINORI

主井農園
NUSHII FARM

湯浅町栖原995-1
TEL 0737-20-5155
<https://nushiifarm.com>

パッと目を引く商品シールで、
“売れる”をお手伝い。

有限会社ジコー
JIKO Seal Printing Service

和歌山県有田郡広川町河瀬323
TEL (0737) 22-3151
<http://jiko-seal.co.jp/>

・特集・
湯浅で出会える、



こんな場面

歴史のまち

湯浅町の文化財



県指定
文化財

深専寺

奈良時代に創建された海雲院を起源とし、現在は熊野古道沿いの湯浅の中央部に所在するお寺。門前には、安政の地震・津波の教訓を後世に伝えるために人々が寄付して建てた「大地震津波心得の記碑」があります。



町指定
文化財

顯國神社

湯浅宗重が当地に勧請した神社。湯浅の総鎮守として、地域の人々から「大宮さん」と親しまれています。江戸時代、房総に渡った当社の氏子たちが寄進した手水鉢が境内に伝わっています。

国登録
文化財



湯浅小学校講堂

「みんなが集まれる場所が欲しい」と、当時の児童らによる一銭貯金などが身を結び、昭和11年(1936)に完成しました。今も現役の学校施設として使用されています。

湯浅町ガイド

いにしへの参詣道「熊野古道」



国指定
史跡

逆川王子跡

京都から熊野三山(本宮・速玉・那智)に向かう参詣者が、その道中に参拝する九十九王子社のひとつ。湯浅は古くから熊野古道沿いの宿場として栄えていました。



立石茶屋

立石道標の建つ交差点にある、江戸時代末期の建物を活かした休憩所です。ここは、お茶の販売などを行っていた町家です。湯浅のまちなかを縦断する熊野古道沿いは、古くから多くの人々の往来で賑わっていました。

町指定
史跡



熊野街道道標

道町にある天保9年(1839)に建てられた熊野古道沿いの大型の道標。「熊野道」「いせかうや(伊勢高野)」「きみあてら(紀三井寺)」への方向を示しています。

広告

タイヤ・ホイール買取専門店
Reキャリー 和歌山

ホイールが付いていれば錆びていても曲がっていてもタイヤが裂けていても
どんな状態でも100%買い取ります。

コスモ石油
菟野幸一商店
湯浅町湯浅2319番地 [日曜日休]
☎0737-62-2733

和歌山県指定有形文化財

西山浄土宗
玉光山深専寺
和歌山県有田郡湯浅町湯浅785



湯浅城跡

国指定
史跡

平安時代末期に現れた湯浅宗重が、その軍事的本拠として築いたとされています。宗重は、一族を各地に配置して支配する武士団「湯浅党」の礎を作りました。湯浅党は、鎌倉時代から南北朝時代にかけて、紀伊半島の広い範囲に影響を持ちました。

湯浅城跡は、平成30年度の発掘調査により、湯浅党の活躍時期に存在していたことが確かめられました。中世前期の地方支配の様子を伝える貴重な遺構として、藤並館跡(有田川町)とともに、令和3年3月「湯浅党城館跡」として国の史跡に指定されました。

城跡は、石垣や天守閣を持たない古い時代のもので、曲輪と呼ばれる平坦面や堀切といった構造を持ち、それらがそのままの地形で保たれています。

※常時公開はしていません。お問い合わせは湯浅町教育委員会 歴史文化財係 まで。



県指定
文化財

施無畏寺

湯浅党が一族をあげて創建し、湯浅宗重の孫にあたる明恵上人を迎えて開創した、湯浅党にとって重要なお寺です。豊臣秀吉の紀州攻めで大きな被害を受けたのち、江戸時代前期に再建されたお堂が並ぶ境内は、桜の名所としても知られています。

県指定
史跡



白上遺跡(明恵紀州遺跡)

明恵上人23歳のとき、俗世を離れ修行に没頭する場として最初に選んだのが、栖原の白上山でした。海を臨む西白上と、それより奥まった山中の東白上には、明恵上人の弟子たちが明恵の足跡を讃えるために建造した卒塔婆があります。



国指定
史跡

勝楽寺

湯浅党の庇護のもと大伽藍を有する大寺であったと言われており、阿弥陀如来坐像など8体の仏像が国の重要文化財に指定されています。京都・醍醐寺の金堂は、この寺のお堂を移築したものとされています。

広告

人と生活を考える、土木というものづくり



建設コンサルタント ユー アール エー
株式会社 URA

[本社] 有田郡有田川町大字西ヶ峯22

☎0737-22-3122

✉info@ura3122.co.jp

株式会社URA

検索





こんなとき、どうするの？

ライフサイクルINDEX

広告

あなたの笑顔 ありがとう

中型三種・普通三種教習実施の伝統校です。
(御坊・海南間で上記三種教習実施は当校だけ)

中型(一種・二種)普通(一種・二種)準中型二輪(普通・大型)

和歌山県公安委員会指定
有田自動車学校
有田郡有田川町明王寺112
JR藤並駅東口から徒歩約3分
☎0120(52)4415
TEL 0737(52)4415

移動式クレーン作業一式
有限会社 吉川クレーン
湯浅町吉川1274
☎0737-63-1380
FAX 0737-64-1379

目録のマークの場合には役場に届出が必要です

戸籍の届出・各種登録は
役場へ届け出てください

目録 赤ちゃんが
生まれたら

出生届…P21

生まれた日から
14日以内に届出

目録 結婚したら

婚姻届…P21

届け出た日
から効力

Marriage

結婚

▶ 戸籍・住民登録
…P21

▶ 婚姻届…P21



Life

生活

- ▶ 交通の援助…P30
- ▶ ゴミ…P36
- ▶ 下水道…P40
- ▶ 水道…P40
- ▶ 施設…P49



目録 町内で住まいが
変わったら

転居届…P21

引っ越しした日から
14日以内に届出

目録 町内へ引っ越し
してきたとき

転入届…P21

引っ越ししてきた日から
14日以内に届出

目録 町外へ引っ越し
していくとき

転出届…P21

引っ越し日の
約14日前から届出

Age people

中年



▶ 各種健(検)診
…P23・P35

▶ 国民年金…P34

▶ 国民健康保険…P34

▶ 税金…P43

広告

DAISHO

湯浅町湯浅1690番地1

Birth

誕生



- ▶ 出生届…P21
- ▶ 母子健康手帳…P23
- ▶ 妊婦一般検査…P24
- ▶ 国民健康保険…P34

Child Rearing

育児

- ▶ 乳幼児医療費…P24
- ▶ 予防接種…P25
- ▶ 子育て支援センター…P25
- ▶ 保育園・認定こども園…P26



Adult

成人

- ▶ 国民年金…P34
- ▶ 国民健康保険…P34



Education

教育

- ▶ 放課後児童クラブ…P27
- ▶ 就学援助…P48
- ▶ 小学校…P48
- ▶ 中学校…P48



必要の方
印鑑登録
…P22

Senior

シニア



- ▶ 高齢者福祉…P31
- ▶ 介護保険…P32
- ▶ 国民年金…P34
- ▶ 後期高齢者医療制度…P35

家族が
亡くなったら
死亡届…P21

死亡の事実を
知った日から
7日以内に届出

緊急時

- 救急・消防…P18
- 防災…P20



広告

明るい暮らしは緑から…!

庭園

株式会社 松原園

好評の腐葉土(無料です)使って
野菜作りませんか?

植木剪定した枝葉を特殊機械で加工した
栄養分満点の腐葉土です。野菜作りや
マルチング材として御利用下さい。

くわしくは下記迄、お問い合わせの程……!!

本店 〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木247-2

TEL. (0737) 63-3309(代)

総合建設業



KENGEN Co., LTD

安全 + 第一

和歌山県知事許可(般)第16303号

- 一般土木工事
- 地盤調査
- 太陽光発電メンテナンス事業
- 地盤改良工事
- 各種杭打工事
- 家屋沈下修正工事

株式会社 **KENGEN**

代表取締役 寺村 元康

湯浅町湯浅3254

TEL/FAX 0737-22-3337

広告

株式会社 ダイシヨウ

TEL 0737-63-2288

株式会社 ダイシヨウ興業

TEL 0737-63-1323

【広川事務所】

和歌山県有田郡広川町広608番地 TEL/FAX 0737-63-1115



救急・消防

救急車の適正利用にご協力を！

問 湯浅広川消防組合 救急班 ☎64-0119

近年、救急車の出動件数・搬送人員数はともに増えており、救急車の現場までの到着時間も遅くなっています。また救急車で搬送された人の約半数が入院を必要としない軽症という状況もあります。

救急医療の受診について症状に緊急性がなくても、「交通手段がない」「どこの病院に行けばよいかかわからない」「便利だから」「困っているから」と救急車を呼ぶ人がいます。また、「平日休めない」や「日中は用事がある」、「明日は仕事」などの理由で救急外来を、夜間や休日に受診する人もいます。救急車や救急医療は限りある資源です。いざというときの皆さん自身の安心のために、救急医療の受診について考えてください。

緊急性がなく自分で病院に行ける場合は、救急車以外の交通機関等を利用してください。

傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院へ連れて行ったほうがよいと思ったときには、迷わず119番通報をしてください。

当消防署が行う病院照会は個人情報扱うため、了承を頂き照会業務をしています。病院の科目照会のみのお問い合わせも可能です。

夜間・休日・診療時間外 どこの病院へ行っていいのかわからないとき。	
救急医療情報センター	TEL073-426-1199
休日夜間の子どもの急病の相談 (7時～11時)	TEL073-431-8000 (#8000)
和歌山県救急医療情報システム	https://www.wakayama.qq-net.jp
湯浅広川消防組合	TEL64-0119

その他心肺蘇生法、応急手当等についてご質問があれば湯浅広川消防組合 救急班まで

☎(0737)64-0119

HP <http://yuasahirogawa.sakura.ne.jp/>

🚒 119番通報はあわてず、落ち着いて！

問 湯浅広川消防組合 警防班 ☎64-0119

局番なしの119番通報	
119番通報が通じたら「火事ですか？救急車が必要ですか？」と聞かれる	
火事の場合	救急の場合
「火事です、消防車をお願いします」	「救急です、救急車をお願いします」
場所(住所)を正確に言う (分からない場合は、周囲にある建物や、目印となるものを言う)	
「〇〇が燃えています」 (建物、山林、空き地の枯れ草など)	事故やけが、病気の状況を伝える (会話が出来るか？呼吸はあるか？など)
逃げ遅れ、けが人がいるか、いないか	どういう事故か、何をしていた そういう症状になったかなど
あなた(通報者)の氏名、今通報している電話番号	
※初期消火に努め、身の危険を感じたらすぐに避難する！	※状況に応じて指令室員が心肺蘇生法や応急手当を口頭指導します

湯浅広川消防組合ホームページから、消防関係へ届出が必要な様式をダウンロードすることができます。又、管内の消防統計やお知らせ、医療情報に関するなども参考にしてください。

🚒 老朽化した消火器の破損事故を防ぎましょう！

点検が行われず、長期間放置し、腐食が進んだ消火器を操作(レバーを握って消火剤を放出させる行為)することは重大な事故につながります。ご家庭に設置されている消火器には点検義務はありませんが、サビやへこみが生じているものは絶対に使用せず交換をお願いします。

🚒 消火器の回収・リサイクル

問 湯浅広川消防組合 予防班

現在お持ちの消火器を廃棄する場合は、最寄りの消防設備業者に回収・買い替えの相談をするか、消火器リサイクル推進センターのホームページをご覧ください。

広告

地域の発展と次世代の未来のために



Yamadai

一般貨物運送業・土木建設業

株式会社 山 大

代表取締役 米田 勝俊

湯浅町湯浅2154-1 TEL 0737-65-3315 FAX 0737-65-3585

住宅用火災警報器

平成23年6月1日から一般住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務となりました。

家のどこに取り付ければいいのか？

少なくとも寝室と寝室が2階の場合は階段にも設置が必要とされています。必要に応じて、台所など他の部屋にも設置すると、さらに安心です。

ここに注意！

- 天井に取り付けるときは、火災警報器の中心(感知部)を壁から60cm以上離して取り付けます。
- 壁に取り付けるときは、天井から15～50cm以内に火災警報器の中心(感知部)がくるようにします。
- エアコンや換気扇、それにエアコンの吹き出し口付近では、1.5m以上離しましょう。

住宅用火災警報器に関する相談は、住宅用火災警報器相談室：フリーダイヤル TEL0120-565-911

トラブルを防ぐために

- 保守契約をしている業者であるか、待たせておいてよく確認し、点検や詰替えをさせない。
 - 契約書には、不用意にサインは行わない。
 - 不審な場合や、納得できない時は、はっきりことわる。
- ※消防署では消火器の販売、点検は行っていません。
お問い合わせは最寄りの消防署又は県消費生活センターまで。
- 湯浅広川消防組合消防本部 予防班 TEL64-0119
 - 県消費生活センター TEL073-433-1551 (月曜日から金曜日 9時～17時)

予防ミニ情報

問 湯浅広川消防組合 予防班 ☎64-0119

消火器の使い方

1. 黄色のピンを抜く



2. ホースを火もとに向ける

※注意、後方に自分の逃げ場所を確保してください。



3. レバーを握る



悪質な消火器の訪問販売、点検にご注意！！

問 湯浅広川消防組合消防本部 予防班 ☎64-0119
県消費生活センター ☎073-433-1551

消火器を設置している事務所等を訪問し、消火器の販売や点検、薬剤の詰め替えを行ったり、また一般家庭に対しても、悪質な消火器の訪問販売を行い、高額な料金を請求するトラブルが多く、発生しています。

消防署や市町村が、直接、消火器や住宅用火災警報器等を訪問販売することはありません。また、特定の業者に商品を斡旋したり、販売を依頼することはありません。おかしいと思ったら、はっきり断ってください。

訪問時、このような言葉に注意してください。

- 本社から消火器の点検を言われてきましたサインしてください。
- 「点検に行きます。」と事前に電話で連絡をしてくる。
- 以前に伺った業者ですが、消火器の点検をさせてください。



わが家の災害時チェックリスト

非常用持出品をチェックしましょう

※避難するときにまず持ち出すべきものです。非常用持出袋に入れ、玄関等持ち出しやすい場所に置いておきましょう。



- | | |
|------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 非常食品(3日分) | 乾パン、缶詰、栄養補助食品、アメ・チョコレート、飲料水等 |
| <input type="checkbox"/> 避難用具 | 懐中電灯、携帯ラジオ、予備の乾電池、ヘルメット・防災ずきん等 |
| <input type="checkbox"/> 救急用具 | 救急箱、処方箋の控え、胃腸薬・便秘薬・持病の薬、生理用品等 |
| <input type="checkbox"/> 貴重品 | 現金・10円玉、預金通帳、印鑑、保険証、免許証等 |
| <input type="checkbox"/> その他 | |



救急・消防



防災

防災

☎ 総務課 地域防災係 ☎63-2525 (内線232)

自主防災組織の結成

災害時、被害を最小限に食い止めるためには、地域ぐるみで助け合うことが必要となります。「自分の命・自分の町は自分で守る」を合言葉に自治会単位で「自主防災組織」を結成し、火災等の災害に備えましょう。

自主防災組織が結成されれば、役場から消火器、ヘルメット、レスキューキット、救急箱の資機材を交付させていただきます。また、活動等にかかった費用の補助として年一回補助金を下記のとおり交付しています。

補助対象経費の種類	補助金
(1) 防災資機材等の整備	上限40万円 (避難対策ワークショップ等を実施した場合に限ります。)
(2) 地域の防災活動、資機材、各種訓練、講習会等	補助対象は実際に要した費用で上限は下記のとおりです。 ①加入世帯数が100未満の自主防災組織 20,000円 ②加入世帯数が100以上200未満の自主防災組織 30,000円 ③加入世帯数が200以上300未満の自主防災組織 40,000円 ④加入世帯数が300以上の自主防災組織 50,000円
(3) 防災士の育成に要した費用	交通費等を除く、実際に要した費用が対象です。 (防災士の資格を取得した場合のみ)

大災害に備えて

南海トラフ巨大地震はいつ起こってもおかしくないと言われてしています。このような大災害は、家族が一緒にいるときに起こるとは限りません。東日本大震災では、家族を探しに家に戻り、津波の被害に遭われた方がいます。このような被害を出さないために、災害発生時の避難先、連絡方法等を家族で話し合っておきましょう。

非常時持出品

水や電気、ガスの供給停止、食料品や日用品の入手困難といった最悪の事態を考え、3日間しのげる物を備えておきましょう。また、すぐに持ち出せるようにリュックサック等にまとめ、分かりやすい場所に置いておきましょう。

- ◆非常食
飲料水、乾パン、缶詰類、インスタントラーメン、ビスケット等
- ◆日用品類
衣類、毛布、タオル、カップ、懐中電灯、電池、ラジオ、医薬品類、マッチ、ろうそく、携帯用充電器等
- ◆その他
現金、貴重品(預金通帳、印鑑、証書類)

防災行政無線

緊急地震速報や災害時の情報伝達手段として、防災行政無線を整備しています。また、各ご家庭に防災行政無線からの情報を受信することができる防災ラジオを配布していますので、防災ラジオを持っていない方や新たに転入されてきた方は総務課へ申請してください。

防災ラジオが正常に作動しているか点検する目的で11時と17時にチャイムを鳴らしています。放送が流れない、聞き取りにくいといった状況であれば、総務課へご連絡ください。なお、防災ラジオは非常電源として乾電池を入れ、定期的に交換しましょう。

災害伝言ダイヤル(171)

NTTのサービスで、被災地の方の安否情報を伝えることができるサービスです。

[171]及び[<https://www.web171.jp>]では「自宅の電話番号」を入力することで、伝言を入力したり、伝言内容を確認できます。

毎月1日、15日、防災週間(8月30日から9月5日)、防災とボランティア週間(1月15日から1月21日)、正月三が日では実際に体験できます。

※通話料がかかります。

湯浅町家具転倒防止器具設置事業

地震により家具が転倒した際の逃げ遅れや怪我を防止するために65歳以上の高齢者、または身体・知的・精神障がい者の方がいる世帯を対象に無償で家具固定のための器具を設置する、【湯浅町家具転倒防止器具設置事業】を実施しています。

安心して生活できる環境を整備します。なお、過去にこの事業を実施した世帯は対象外となります。まずは総務課までご相談ください。

- ◆対象世帯
- ①65歳以上がいる世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保険福祉手帳のいずれかの交付を受けている方がいる世帯

湯浅町ブロック塀等耐震対策事業

地震等でブロック塀が倒壊して避難路をふさいだり、倒れてきたブロック塀でケガをすることを防ぐため、道路に面したブロック塀等(レンガ造りや石造りの塀も含まれます)を対象にブロック塀等の撤去や改善、補強のためにかかった費用の1/2(上限10万円)を補助する【湯浅町ブロック塀等耐震対策事業】を実施しています。

申請前に工事を実施した場合、補助対象外となります。まずは総務課までご相談ください。



届出・手続き

戸籍・住民登録

問 住民生活課 住民係 ☎64-1102(内線124,125)

- ◆ 戸籍に関する届出
- ◆ 住民異動に関する届出
- ◆ 印鑑登録
- ◆ 各種証明書の発行

🌸 戸籍に関する届出

種類	届出期間	届出人	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父・母など	<ul style="list-style-type: none"> 出生証明書 母子健康手帳 父母の健康保険証 届出人の印鑑(任意)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族 (いない場合は同居人・家主など)	<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書 届出人の印鑑(任意)
婚姻届	届出の日から法律上の効力が発生	夫・妻	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本(町内に本籍がない場合) 証人(18歳以上の方2名)の署名 夫妻双方の印鑑(任意)
離婚届	届出の日から法律上の効力が発生 (裁判離婚の場合は離婚成立の日から10日以内)	夫・妻 (裁判離婚の場合は申立人)	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本(町内に本籍がない場合) 証人(18歳以上の方2名)の署名(協議離婚の場合) 審判書や判決の謄本など(裁判離婚の場合) 夫妻双方の印鑑(任意)
養子縁組届	届出の日から法律上の効力が発生	養親および養子 (養子が15歳未満の場合は法定代理人)	<ul style="list-style-type: none"> 養親および養子の戸籍謄本各1通(町内に本籍がない場合) 家庭裁判所の許可書(未成年を養子とする場合) 証人(18歳以上の方2名)の署名 届出人の印鑑(任意)
転籍届	届出の日から法律上の効力が発生	戸籍筆頭者および配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本(他の市町村に転籍する場合) 戸籍筆頭者および配偶者の印鑑(任意)

※上記届出の際、本人確認を行いますので官公署が発行した顔写真付きの本人確認資料(運転免許証・マイナンバーカードなど)をご持参ください。

🌸 住民異動に関する届出

種類	届出期間	届出人	必要なもの
転入届	引っ越してきた日から14日以内	本人または転入後の同一世帯員 (代理人の場合は委任状が必要)	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書 持ち家の場合、新しい住所の番地と所有者が確認できる書類 借家の場合、契約書または所有者の同意書 マイナンバーカード 在留カードまたは特別永住者証明書(外国人の方のみ)
転出届 (町外へ引越し)	引っ越す日の前後14日以内	本人または転出後の同一世帯員 (代理人の場合は委任状が必要)	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証(加入者のみ) 印鑑登録証(登録者のみ)
転居届 (町内で引越し)	引っ越した日から14日以内	本人または転居前の同一世帯員 (代理人の場合は委任状が必要)	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証(加入者のみ) マイナンバーカード 在留カードまたは特別永住者証明書(外国人の方のみ)

※上記届出の際、本人確認を行いますので官公署が発行した顔写真付きの本人確認資料(運転免許証・マイナンバーカードなど)をご持参ください。



届出・手続き

印鑑登録

種類	申請する人	必要なもの
印鑑登録申請	本人	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 官公署が発行した写真付きの本人確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
印鑑登録廃止・亡失申請	本人	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証(カード) 登録している印鑑 官公署が発行した写真付きの本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

※印鑑登録証や登録印の紛失・盗難の場合は、ただちに「廃止申請」を行ってください。

各種証明書の発行

種類	手数料	申請時の注意事項
住民票	300円	<ul style="list-style-type: none"> 同一世帯でない場合は委任状が必要です。 直系血族以外の人は交付に制限があります。
戸籍謄本(抄本)	450円	
除籍謄本	750円	
原戸籍謄本	750円	
戸籍の附票	300円	
身分証明書	300円	
印鑑登録証明書	300円	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証(カード)をご持参ください。 代理人の方でもカードがあれば交付できますが、申請書に登録者の住所・氏名・生年月日を記入していただきます。

※平日役場に来られない方には、本人の住民票と印鑑登録証明書については、電話による予約で証明書を休日に交付できます。

※本籍地が遠方であり、役所に戸籍等を取りに行くのが困難な場合は、郵送で申請する方法があります。

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度

住民票の写しや戸籍謄本などを本人等の代理人や第三者に交付した場合に、役場からあらかじめ登録された本人宛てに、その事実をお知らせする制度です。





健康・子育て

健康

問 健康推進課 保健子ども係 ☎65-3008(内線142)

予防接種

感染症にかからないため、また流行をさせないために予防接種をおこなっています。

- 乳幼児の予防接種については、接種時期になれば役場から個別通知を送付します。接種対象年齢および接種期間内、お子さんの体調の良いときに接種してください。
- 標準的な年齢で接種できなかった場合でも、対象年齢(「予防接種と子どもの健康」参照)であれば公費で接種できます。
- 接種間隔等、法で定められた通り受けなかった場合、予防接種法による救済制度が受けられない場合があります。

健康管理 自己管理が大切です

問 健康推進課 保健子ども係 ☎65-3008(内線142)

がん検診

❖対象者 職場等で受診機会のない方

検査の種類	対象年齢
胃・肺・大腸	40歳以上
乳(マンモグラフィ)	40歳以上
前立腺	50歳以上
子宮	20歳以上

インフルエンザ予防接種

❖対象者

- 65歳以上の方
- 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫の機能に障がいがあるものとして厚生労働省令で定める方



歯周病予防健診

- ❖対象者 40、50、60、70歳の節目年齢の方
- ❖内容 歯周疾患の早期発見と予防のための歯科健診、ブラッシング指導、相談等
- ❖実施場所 県内歯科医院

肝炎ウィルス検診

- ❖対象者 40歳の方・40歳以上で一度も検査を受けたことがない方
- ❖内容 血液検査

健康相談

- ❖対象者 町民
- ❖内容 血圧・尿検査・栄養相談等
- ❖相談日 毎週水曜日 9時～11時30分
- ❖実施場所 保健センター

母子保健 こんにちは赤ちゃん

問 ゆあさ子育て応援
子育て世代包括支援センターはぐ♡Hug(内線147)
健康推進課 保健子ども係 ☎65-3008(内線142)

妊娠したら

- 妊娠したら、母子健康手帳をもらいましょう。
- 妊婦相談や訪問指導も行っています。

▶▶妊娠届・母子健康手帳交付

産婦人科などで妊娠が確認されたら子育て世代包括支援センターはぐ♡Hug又は保健子ども係に妊娠届(用紙は産科又は保健子ども係)を提出してください。母子健康手帳を交付します。

- ❖届出人 本人又は代理人
- ❖届出場所 子育て世代包括支援センターはぐ♡Hug
又は健康推進課保健子ども係

広告

上野山歯科 ども歯科
UENOHAMA DENTAL CHILD DENTAL CLINIC
家族みんなで通える歯医者さん
キッズルーム有り パリアフリー

診療時間 月 火 水 木 金 土 日

9:30～13:00	●	●	●	●	●	●	／
14:30～19:00	●	●	●	／	●	▲	／

▲土曜日午後=14:00～17:00 (休診日) 木曜午後、日曜日・祝祭日
※最終予約受付は30分前まで P8台有り

〒643-0024 和歌山県有田郡有田川町水尻699-5
TEL:0737-22-4618

赤ちゃんの平山 どもクリニック
HIRAYAMA CHILDREN'S CLINIC

www.hirayama-kodomo.jp/

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
14:00～15:00	▲	▲	▲	／	▲	／
15:30～18:30	●	●	●	／	●	／

▲予防接種、健康診断、育児相談:全て予約。
受付 TEL0737-52-8666
有田郡有田川町天満305-4

▶ 妊婦一般検査

❖ 健診補助券の交付

母子健康手帳とともに妊婦健診受診券を交付します。出産までの14回の健診を補助するものですが、健診費用が受診票の金額を超えた分については自己負担になります。

週	頻度
妊娠23週まで	4週に1回
妊娠24週～妊娠35週	2週に1回
妊娠36週～出産	1週に1回

▶ 母子保健推進員の訪問

[ご自宅に電話後、訪問します]

母子の健康を守るため、町が委嘱した母子保健推進員が妊娠中及び出産後に家庭訪問をおこない妊婦さんの相談などをお受けします。

▶ 保健センターでの相談

問 子育て世代包括支援センターはぐ♡Hug
☎65-3008(内線147)

❖ 相談日 第1・第3(水) 9時00分～11時30分
相談日以外は事前に連絡してください。

▶ 出産一時金の直接支払い制

問 健康推進課 保健子ども係 [産科で手続きしてください]

健康保険から出産費用を直接医療機関などに支払います。医療機関に健康保険証を提示して手続きが必要です。出産一時金の上限は42万円です。出産費用が上限を超えた場合は自己負担になり、下回った場合はご加入の健康保険への手続きで差額が支給されます。

▶ 一般不妊治療費の助成 問 健康推進課 保健子ども係

特定不妊治療(体外受精・顕微受精)の前段階として実施される一般不妊治療について、その治療費(検査を含む)に対する助成をおこないます。

👉 子どもが生まれたら

- 子どもが生まれたら出生届けを提出してください。
- 子どもの医療費が助成されます。
- 出産祝い金が支給されます。
- 児童手当の支給手続きをしてください。

▶ 出生届けについて

- ❖ 届出期限 出生後14日以内(出生届)
- ❖ 届出人 父又は母
- ❖ 持参物 出生証明書、印鑑、母子健康手帳、通帳(父・母どちらか生計中心者名義のもの)、生計中心者の保険証、届出人の運転免許証等

※国保の出産一時金差額支給を請求する場合は世帯主の通帳

❖ 届出場所 住民生活課住民係

▶ 乳幼児医療費受給資格者証の交付

問 健康推進課 保健子ども係
子どもの医療費の自己負担金を補助する受給者証をお渡します。

▶ 出産祝い金の支給 問 健康推進課 保健子ども係
(出産祝い金 第1子・2子 1万円
第3子以降 3万円:口座振込み)

▶ 児童手当の支給手続き(公務員以外)

問 健康推進課 保健子ども係

👉 産後のサポート

▶ 赤ちゃん訪問

❖ 保健師の訪問指導
出産後、保健師が訪問して、赤ちゃんの健康状態の確認や様々な相談に応じます。

▶ こんにちは赤ちゃん事業

❖ 保育士の訪問相談
生後4ヶ月までの赤ちゃんのいる家庭に保育士が訪問して、育児などの相談や子育ての情報を提供します。

▶ 産後ケア事業

産後1年未満の産婦を対象に助産院等の助産師の相談を受けることができます。

読書を通じて言葉を学び、創造を育てましょう



読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものです。しかし、近年では子どもの「読書離れ」が指摘されています。そこで平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、施策の総合的かつ計画的な推進を図られることとなりました。家庭でも読み聞かせなどを通じて子どもたちの未来をより豊かなものにしていきましょう。

乳幼児の健診 問 健康推進課 保健子ども係

乳幼児に4ヶ月児健診から始まって5歳児健診まで下記の健診や健康相談をおこなっています。健診は保健師による問診や医師の診察を通じて病気などの早期発見につなげています。

・母子健康手帳をご持参ください。

健診・相談(場所)	健診内容等
1ヶ月健診	出産した産院で受けます (お母さんの健診もあります) 健診費用の助成がありますので申請してください。
4ヶ月児健診 (保健センター)	<input type="checkbox"/> 育児・栄養の集団指導 <input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 身長・体重測定 <input type="checkbox"/> 個別相談 <input type="checkbox"/> 小児科の診察
6ヶ月児相談 (保健センター)	<input type="checkbox"/> 栄養の個別指導 <input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 身長・体重測定 <input type="checkbox"/> 個別相談
10ヶ月児健診 (保健センター)	<input type="checkbox"/> 育児・栄養などの集団指導 <input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 身長・体重測定 <input type="checkbox"/> 個別相談 <input type="checkbox"/> 小児科の診察
1歳児健康相談 (保健センター)	<input type="checkbox"/> 育児・栄養等の集団指導 <input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 身長・体重測定 <input type="checkbox"/> 個別相談 <input type="checkbox"/> 保育士による親子遊びの紹介・お誕生日会など
1歳6ヶ月児健康診査 (保健センター)	<input type="checkbox"/> 歯の集団指導 <input type="checkbox"/> 尿検査 <input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 身長・体重測定 <input type="checkbox"/> 個別相談 <input type="checkbox"/> 歯科健診 <input type="checkbox"/> 内科診察 <input type="checkbox"/> 保育士・ボランティアによる親子遊び
2歳児健康相談 (保健センター)	<input type="checkbox"/> 育児・栄養等の集団指導 <input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 身長・体重測定 <input type="checkbox"/> 個別相談 <input type="checkbox"/> 保育士による親子遊びの紹介
3歳6ヶ月児健康診査 (保健センター)	<input type="checkbox"/> 歯の集団指導 <input type="checkbox"/> 尿検査 <input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 身長・体重測定 <input type="checkbox"/> 個別相談 <input type="checkbox"/> 歯科健診 <input type="checkbox"/> 内科診察
5歳児健康診査 (各保育所・幼稚園)	<input type="checkbox"/> 事前アンケート <input type="checkbox"/> 個別相談 <input type="checkbox"/> 集団健診 <input type="checkbox"/> 個別結果説明

子どもの予防接種

定期予防接種については、接種時期になりましたら、町から通知をしますので、医療機関で受けてください。

インフルエンザ予防接種費については任意予防接種ですが一部助成があります。

対象者には役場から通知します。

子育て等については

子どもに関わるさまざまな相談を受けていますので、お気軽にご相談ください。

▶子育て世代包括支援センターは♡Hug

問 役場保健センター内 ☎65-3008(内線147)

妊娠から出産・子育ての全ての期間を通して切れ目のない支援をおこなっています。

電話・来庁等のご相談に保健師が対応します。

▶保健センター 問 役場内 ☎65-3008(内線147)

保健師、栄養士などが乳幼児健診時や第1・第3水曜日の午前中に相談をおこないます。

❖相談受付 保健師、栄養士

❖相談日 第1・第3水曜日9時～11時30分
(電話では随時)

❖相談内容 育児、健康、発達などについて

▶子育て支援センター

問 ゆあさこども園内 ☎63-6066

保育士が育児についての相談に応じます。

❖相談受付 保育士

❖相談日 月～金 10時～15時

❖相談内容 育児について

▶和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 子どもと家庭のテレフォン110番

問 和歌山市毛見1437-218 ☎073-447-1152

18歳未満の子どもについて相談に応じます。

❖相談受付日時 24時間365日

❖相談内容 子どもについての養護・非行・不登校などのあらゆる相談

▶和歌山県発達障害者支援センターポラリス

問 和歌山市今福3-5-41 愛徳医療福祉センター内
☎073-413-3200

子育てや子どもの発達について相談を受けます。

❖相談受付 月～金(水曜日午前中を除く)

10時30分～12時、13時～16時

子どもと出かけよう

問 子育て支援センター(ゆあさこども園内) ☎63-6066

▶子育て相談

電話・来庁・訪問による相談事業です。子育ての相談などお気軽にご利用ください。

❖相談日時 月～金 10時～15時

▶子育て支援センター

親子でおもちゃや絵本で遊んだりして過ごします。グループ活動の場としても利用していただけます。また、絵本の貸し出しもします。ただし飲食はできません。

❖開設日時 月～金 10時～15時

●なかよしひろば

月2回10時～11時15分には、保育士が絵本の読み聞かせを行ったり、手指を使う遊びなどを楽しみます。

▶すくすくひろば・ひまわりひろば

毎月1回各園

入園児といっしょに遊具や砂場で遊んだりできます。実施日や内容等については広報ゆあさでお知らせします。

▶子育てサークルへの出張保育

毎月1回各サークルに保育士が出張保育を行ないます。子育て中のお母さんが集まって交流します。子育ての先輩の話も聞けますよ。開催日は広報ゆあさ等でお知らせします。

・吉川子育てサークル[吉川公民館]

・エンゼルちゃん[いきいきふれあい館]

・ピンポンパン[田区民センター]

▶子育てサークル作り

ご近所のグループで子育てサークルを作りたい、会場確保や出前保育をお願いしたいなど、子育て支援センターが応援します。



児童福祉 将来を託して

問 健康推進課 保健子ども係 ☎65-3008 (内線141)

手当の支給

▶児童手当

児童手当に関しては、直接健康推進課保健子ども係にお問い合わせください。

▶児童扶養手当(県)

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成のため支給される手当です。

児童扶養手当(県)			
対象者	受給資格の要件にあてはまる18歳以下(18歳到達の年度末日まで)の児童を監護・養育している方または20歳未満で一定の障害がある方。受給資格者およびその扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合は、その年度(8月から翌年の7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止になります。		
	区分	全部支給される者	一部支給される者
	児童1人のとき	月額43,070円	月額43,060円～10,160円の範囲
	児童2人のとき	10,170円加算	10,160円～5,090円
支給額(R2.4月～)	児童3人以上のとき	3人目から児童1人増えるごとに6,100円加算	6,090円～3,050円
	支給月	5月・7月・9月・11月・1月・3月	
受給資格	<ul style="list-style-type: none"> ・父母が婚姻を解消した児童 ・父または母が死亡した児童 ・父または母が重度の障がいにある児童 ・父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ・婚姻しないで生まれた児童 ・父または母の生死が明らかでない児童 ・生まれた時の事情が不明である児童 ・父または母が裁判所から配偶者の暴力(DV)による保護命令を受けた児童 		
その他	受給者は、毎年8月1日から8月31日までの間に現況届を提出することになっています。なお、この届出がない場合は、引き続き手当を受けることができなくなります。		

手当額は自動物価スライド制により改定されます。

— 告 告 —

社会福祉法人ひまわり福祉会

ひまわり保育園

太陽にむかって育つ

ひまわりっこ




湯浅町青木564-1
TEL 0737-62-4997
<http://www.himawarihoikuen.ed.jp>

幼児教育 子どもが通う施設

問 教育委員会 幼児教育係 ☎63-1111 (内線262・263)

保育園・認定こども園

保育園は、保護者が仕事や病気のため、昼間家庭で子どもの面倒を見られない場合、毎日一定の時間保護者に代わって保育するところです。

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労等にかかわらず、利用できる場所です。

❖保育園・認定こども園(保育認定)の対象者

- ・父母・祖父母が就労している児童
- ・母親が出産前後8週間の児童
- ・保護者が病気等により、保育ができない児童
- ・家庭内に常時介護を要する者がいるため、保護者が保育できない児童
- ・その他

❖保育園・認定こども園保育料(0～2歳)

児童の年齢、家庭の課税状況により決定します。

※通常保育時間を超える場合は、延長保育利用料がかかります。

❖保育園・認定こども園名および所在地

- ・ひまわり保育園 TEL62-4997
湯浅町青木564番地1
- ・ゆあさこども園 TEL63-4153
湯浅町青木275番地1
- ・たむらこども園 TEL63-3050
湯浅町田558番地6
- ・湯浅幼稚園 TEL62-5666
湯浅町湯浅785番地

一時保育

問 ゆあさこども園 ☎63-4153

▶一時保育とは

保護者の就労、疾病、出産、介護等で保育が困難な場合、又育児に伴う負担を解消するため、一時的に保育を行います。

❖場 所 ゆあさこども園

❖対 象 児 生後6ヶ月～就学前まで(湯浅町在住にかぎります。)

❖利 用 日 こども園開園日と同様となりますが、日によっては利用できない場合もあります。

❖利用時間 平 日 8時～17時
土曜日 8時～12時
半日単位でも利用できます。
ただし、1ヶ月64時間以内となっていますのでご注意ください。

❖保育料

	3歳児未満	3歳児以上
1日	1,800円	1,200円
午前半日	800円	500円
午後半日	1,000円	700円

❖その他

昼食費は、1日300円

❖納入方法

利用料及び昼食費については利用日ごと納入してください。

❖登録について

登録には『一時保育登録申込書』が必要です。申込用紙は役場教育委員会 幼児教育係、又はゆあさこども園にあります。用紙に記入し役場教育委員会 幼児教育係で登録をしてください。

《登録には申込書、連絡先カード、健康診断書、誓約書の提出となります。》

- 全員登録制となりますので、未登録の方は利用できません。
- 登録は毎年、必要です。

❖利用時

利用する2日前までに必ず申し込んでください。当日になって急に登園できなくなった場合、必ず連絡をお願いします。感染症にかかっている時は利用できません。警報が出ている場合は利用できない事もあります。(波浪警報は除きます。)

❖病児・病後児保育

▶病児保育とは

入院を必要としない程度の病状で、急性期～回復期にあたり家庭や集団での保育が困難なお子様を一時的にお預かりする事業です。

※医師により受入が不可能と判断された場合には利用できない場合があります。

❖施設名称

病児保育室 こぐまクラブ
(赤ちゃんからの平山こどもクリニックに併設)

❖場 所 有田川町天満305番地4

❖連絡先 TEL52-8667

❖対象(下記いずれにもあてはまる子ども)

- ①湯浅町・有田川町・広川町に住所を有していること。
- ②生後6ヶ月～小学6年生まで
- ③保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等社会的な理由により、家庭での保育が困難な状況であること。

※3町以外に住所を有している児童も、受入状況に空きがあり実施施設の長が受入可能と判断した場合のみ、町外階層の利用料で利用することができます。

❖対象となる病気

- ①風邪、下痢(腸炎)等、子どもが日常にかかる疾患
- ②インフルエンザ、おたふくかぜ、水痘等の伝染性疾患(麻疹を除く)
- ③喘息などの慢性疾患
- ④骨折、熱傷などの外傷性疾患

❖利用料金 世帯の課税状況によります

階層	世帯区分	利用料
A階層	3町内の生活保護世帯	無料
B階層	3町内の前年度分の市町村民税非課税世帯	1日1,000円 (半日500円)
C階層	3町内のA階層・B階層を除く世帯	1日2,000円 (半日1,000円)
町外	3町以外に住所を有する児童	1日4,000円 (半日2,000円)

❖利用時間

8時30分から17時30分まで
(土曜・日曜・祝日・その他赤ちゃんからの平山こどもクリニックの休診日はお休みです。)

❖放課後児童クラブ

名称	所在地	定員	TEL
湯浅放課後児童クラブ	湯浅町湯浅 1546番地	80人	23-8500
山田放課後児童クラブ	湯浅町山田 1951番地6	15人	62-5170
田栖川放課後児童クラブ	湯浅町栖原 992番地1	15人	22-3916

※詳しくは、各施設または教育委員会幼児教育係まで



告 告




学校法人法輪学園
認定こども園 湯浅幼稚園
 〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅785
TEL.0737-62-5666
FAX.0737-63-2800
 (HP) <https://www.yuasayou.com>



福祉・介護

障がい者福祉 日常生活の援助

障害者手帳等の交付

福祉サービスを受けるため、障がいのあることを証明する手帳を交付します。交付の手順は次のとおりです。



▶身体障害者手帳

問 福祉課 福祉係 ☎64-1120(内線105・106)

- ❖対象者 身体障がいのある方
- ❖申請に必要な書類等
 - ・身体障害者手帳交付申請書
 - ・和歌山県の指定した医師の意見を付した診断書
 - ・本人の写真(縦3cm×横2.5cm 上半身脱帽)
 - ・印鑑

▶療育手帳

問 福祉課 福祉係 ☎64-1120(内線105・106)

- ❖対象者 知的障がいのある方
- ❖申請に必要な書類等
 - ・療育手帳交付申請書
 - ・和歌山県の指定した医師の意見を付した診断書
 - ・本人の写真(縦3cm×横2.5cm 上半身脱帽)
 - ・印鑑

▶精神障害者保健福祉手帳

問 健康推進課 保健子ども係 ☎65-3008

- ❖対象者 精神障がいのある方
- ❖申請に必要な書類等
 - ◆診断書による申請の場合
 - ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書
 - ・本人の写真(縦4cm×横3cm 上半身脱帽1年以内のもの)
 - ・手帳用の診断書
 - ・印鑑
 - ※診断書による申請の場合は、自立支援医療(精神通院)の申請も、同時におこなうことができます。
 - ◆障害年金証書の写しによる申請の場合
 - ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書
 - ・本人の写真(縦4cm×横3cm 上半身脱帽1年以内のもの)
 - ・印鑑
 - ・年金証書の写し
 - ・課税状況確認のための同意書
 - ・年金の振込通知書または振り込まれた預金通帳
- ※各用紙は、担当へ



福祉・介護

名称	内容及び障害の程度	手当月額 (令和4年度)
特別障害者手当 (国制度) ※所得制限有り	国民年金法における1級程度の障がい重複するなど、著しく重度の障がい状態にあり、常時特別の介護が必要な20歳以上の方(施設入所者及び長期入院者を除く) ◆支給月…2月、5月、8月、11月の10日	27,300円
障害児福祉手当 (国制度) ※所得制限有り	重度障がいのため、常時介護が必要な20歳未満の方(施設に入所している児童を除く) ◆支給月…特別障害者手当と同じ	14,850円

広告

社会福祉法人 きたば会
Social welfare corporation KITABA society

在宅複合型施設 ひろの里
通所介護事業/短期入所生活介護事業/訪問介護事業
TEL:0737-67-9132

ファミリーホーム ひろの里(住宅型有料老人ホーム)

特別養護老人ホーム なつあけの里 ささゆり苑
特別養護老人ホーム/短期入所生活介護事業/居宅介護支援事業
TEL:0737-67-9150

地域密着型特別養護老人ホーム 冬野の郷
特別養護老人ホーム/短期入所生活介護事業
地域密着型通所介護事業
TEL:073-479-0500

通所型デイサービスC アゲイン
<http://www.kitabakai.jp>

就労継続支援B型

希望の道

一般社団法人 ビリーフ
〒643-0071 広川町大字広323-1
TEL 0737-63-0313
<https://belief-hope.com/>



名称	内容及び障害の程度	手当月額 (令和4年度)
特別児童扶養手当 (国制度) ※所得制限有り	<1級の障がい程度> ・身体障害者手帳1、2級及び3級の一部、又はこれらと同程度の状態にある児童 ・療育手帳A1、A2、又はこれらと同程度の状態にある知的障がい児もしくは精神障がい児 ・終日就床を必要とする病状であって、活動がベッド周辺に限られる児童	52,400円
	<2級の障がい程度> ・身体障害者手帳3級及び4級の一部、又はこれらと同程度の状態にある児童 ・療育手帳B1、又はこれらと同程度の状態にある知的障がい児もしくは精神障がい児 ・日中の50%は就床している病状であるが、又は起居はできているが軽い運動はできない児童 ◆支給月…4月11日、8月11日、12月11日(ただし12月期については、11月11日から受け取れる) ※施設に入所している児童は対象外	34,900円
障害児手当金 (町制度)	<重度心身障がい児> ・身体障がい児:身体障害者手帳1級~3級を所持している20歳未満の方(3級については施設に入所している方は対象外) ・知的障がい児:療育手帳A判定又はB1を所持している20歳未満の方(B1については、施設に入所している方は対象外)	月額12,000円
	<軽度心身障がい児> ・身体障がい児:身体障害者手帳3級~6級を所持している18歳未満の方(3級については施設に入所している方を含む) ・知的障がい児:療育手帳B判定を所持している18歳未満の方(B1については、施設に入所している方を含む) 有田地方就学等判別審議委員会の判別を受けた者(概ね各学校における特別支援学級に入っている方) ◆支給月…7月、11月、3月の25日	月額 7,000円

※各手当とも所得制限があります。

障がい福祉サービス

障がい児者や難病患者の方に、ヘルパー・短期入所・施設利用等各種サービスを提供します。サービスを利用した場合、課税状況により利用者負担があります。(原則1割、月額負担上限額あり)

自立支援医療

❖対象医療

更生医療:人工透析、心臓疾患手術、肢体不自由に対する手術など

育成医療:身体障がいを理由に児童が受ける手術

精神通院医療

❖自己負担

原則1割(医療保険の上限額まで、ただし課税状況等により月額負担上限額あり)

補装具の給付

障がい児者や難病患者の方が、身体機能の障がいを補うための用具を購入するときに補助します。ただし、課税状況により利用者負担があります。(原則1割、月額負担上限額あり)

❖対象品目

義手、義足、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行用補助つえ等

日常生活用具の給付

障がい児者の方が、日常生活上の困難を改善するための用具を購入するときに補助します。ただし課税状況により利用者負担があります(原則1割、月額上限負担額あり)。

❖対象品目

介護ベッド、入浴補助用具、つえ、ネブライザー(吸入器)、たん吸引器、点字器、拡大読書器、人工喉頭、紙おむつ、ストマ用具、住宅改修等

移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい児者に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加による外出のために、ヘルパーによる支援を行います(定期的な通院、通学、習い事などによる外出は認められません)。ただし、課税状況により利用者負担があります(原則1割、月額上限負担額あり)。

広告



社会福祉法人
有田つくし福祉会
有田郡湯浅町栖原187-1
電話 0737-64-1866 Fax 0737-64-1867
E-mail tsukushi@estate.ocn.ne.jp
URL <http://www.wasaren.org/aridatukusi/>

- つくし共同作業所
湯浅町栖原187-1 Tel 0737-64-1866
- カフェ&ペーカリー・オリーブ
有田川町熊井759-1 Tel 0737-52-8565
- 早月農園
有田川町尾上13-1 Tel 0737-34-2008
- あつぷるホーム
有田川町庄801-4
- 有田地域生活支援センターつくし
有田川町熊井759-1 Tel 0737-52-6161



可能性、はぐくむ

和歌山県福祉事業団

社会福祉法人
和歌山県福祉事業団
Wakayama Social Welfare Corporation

生活介護事業所 放課後等デイサービス
夢おれんじ
湯浅町栖原1058-1 TEL 0737-63-6551
<http://www.wfj.or.jp>



福祉・介護

🌸 日中一時支援事業

障がい児者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、事業所への通所により障がい児者の日中における活動の場を提供します。ただし、課税状況により利用者負担があります(原則1割、月額上限負担額あり)。

🌸 コミュニケーション支援事業

聴覚障がいなどのため意思疎通を図ることに支障がある方の社会参加に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣します。

❖ 自己負担 無料

🌸 自動車運転免許取得助成事業

4級以上の身体障害者手帳を所持している方が自動車運転免許証を取得した場合において、免許取得に要した費用の3分の2を助成します(限度額10万円)。

🌸 自動車改造助成事業

障がいのある者が、所有する自動車を自ら運転できるように改造する場合において、その改造に要した費用の一部を助成します。

❖ 助成条件

① 上肢、下肢又は体幹機能障がいの2級以上の身体障害者手帳を所持していること。(それぞれの障がい箇所において、単独で2級であること)

② 身体障がい者本人が所有する自動車であること

❖ 助成額 10万円まで(所得制限があります)。

🌸 福祉タクシー券交付(町制度)

身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A1、A2を所持している方に対して、初乗り料金が無料となるタクシー券を交付します(年間24枚、加算分は自己負担となります)。

🌸 心身障害者扶養共済制度(県制度)

障がい者の保護者が毎月一定の掛金を支払い、その保護者が死亡したり身体に著しい障害を有する状態になった時に、障がい者に対して終身にわたり年金を支給する制度です。

❖ 掛金

加入者(保護者)の加入時の年齢及び口数によって異なります。また、一定の条件によっては、減免が適用される場合があります。

❖ 年金月額 1口加入:2万円
2口加入:4万円

🌸 交通の援助

障がい者の移動を援助する目的で、次の割引制度があります。

▶ 有料道路通行料金の割引

❖ 対象者

・身体障がい者本人
・第1種身体障がい者または第1種知的障がい者の介護者(同乗時に限る)

▶ JR各社・私鉄旅客運賃等の割引

❖ 対象者

・第1種身体障がい者および第1種知的障がい者が単独または介護者とともに乗車する場合
・第2種身体障がい者および第2種知的障がい者が単独で乗車する場合

▶ 航空旅客運賃等の割引

満12歳以上の身体障がい者、知的障がい者およびその介護者が、定期路線の国内線を利用する場合に運賃が割引されます。

▶ バス運賃割引

バスを利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、運賃が割引されます(一部バス会社を除く)。

❖ 割引額 5割

▶ タクシー運賃割引

タクシーを利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳を提示することにより、運賃が割引されます。

❖ 割引額 1割

🌸 税金の軽減や免除の制度

問 住民生活課 税務係 ☎64-1106

▶ 所得税の軽減

本人、控除対象配偶者、または扶養親族が障がい者である場合、課税対象者の所得金額から控除が受けられます。

▶ 住民税の軽減

・前年の合計所得金額が一定額以下の障がい者は非課税です。

・本人、控除対象配偶者、または扶養親族が障がい者である場合、課税対象者の所得金額から控除が受けられます。

▶ 軽自動車税等の免除

・障がい者本人が所有する車
・18歳未満の身体障がい者等と生計をともにする方が運転する車など

※障がいの区分・級別により、減免基準に該当した場合に限られます。

🌸 NHK放送受信料免除

障害者手帳を所持されている方がいる世帯が次のような状況である場合、受信料が免除されます。

・世帯に障害者手帳を所持されている方がいて、かつ世帯全員が町民税非課税の場合:全額免除

・障害者手帳を所持されている方が世帯主で、

① 身体:1・2級もしくは視覚・聴覚障がい

② 知的:A1・A2

③ 精神:1級

の手帳を所持している場合:半額免除

🌸 重度心身障害児(者)医療費助成制度

問 福祉課 福祉係 ☎64-1120

重度心身障がい児(者)の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため医療費の助成を行っています(所得制限があります)

	身体障害者手帳1級・2級 特別児童扶養手当1級・療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	身体障害者手帳3級
入院	○	○
入院外	○	

平成18年8月1日より和歌山県重度心身障害児(者)医療費の制度改正により、65歳以上で新たに重度心身障害児(者)になられた方は重度心身障害児(者)医療費制度を受けられなくなりました。

障がい者虐待防止法関連

湯浅町障がい者虐待防止センター TEL64-1120

ひとり親家庭福祉

問 健康推進課 保健子ども係 ☎65-3008(内線141)

母子寡婦福祉資金(県制度)

母子・父子家庭の母・父や寡婦の方に対して、子供の修学に要する費用や自身の技能習得や医療、住宅に要する費用に充てるための資金の貸付を行います。

ひとり親家庭医療費助成制度

母子・父子家庭に対し医療費助成を行っています。

こころの相談室

問 健康推進課 保健子ども係 ☎65-3008(内線141)

こころの相談室

住民の方々のこころの悩みを専門の心理士がお伺いしています。

❖日時 毎週水曜日 9時～11時

❖場所 健康推進課

※事前予約をおすすめしています。時間は相談可。無料。



介護のことなら
お気軽に
ご相談ください

デイサービス
和の郷

広川町 広81-8

TEL 0737-23-8080



ケアプランセンター
和の郷

広川町 広81-3

TEL 0737-23-8805

高齢者福祉

問 福祉課 福祉係 ☎64-1120(内線105・106)

福祉サービス

一人暮らし高齢者等緊急通報システム

65才以上の一人暮らし等の世帯を対象に急病等緊急時に消防組合に通報し、近隣に居住する人達に支援を得る等、連携を図り、援助・救助を行うシステムです。

高齢者外出支援サービス事業

要介護4・5と判定された方で一般の交通機関を利用することが困難な方を移送用車両(リフト付車輛等)で居宅と在宅福祉サービス施設や医療機関等の間を移送するサービスを提供します。

水道料金の一部免除

65歳以上の一人暮らし(町民税非課税)の方を対象に水道料金の基本料を免除します。

公衆浴場入浴補助制度

町が定める規定に該当する65才以上の方を対象に、町が指定した公衆浴場の入浴料金の1/2(上限150円)を補助します。

日常生活用具貸与

身体の状態により日常生活に支障が生じている方に対して、次の用具を貸与します。

- ・ベッド(設置場所が2階以上である場合は、認められません)
- ・車イス(数ヶ月に及ぶ長期の貸与については、原則認められません)

老人憩の家等の貸し出し

老人憩の家等の利用料については次のとおりです。(消費税別)

	1時間当たり 利用料	1時間当たり利用料 (冷暖房使用)
老人憩の家	600円	700円
ふれあいプラザ(和室)	600円	2割加算
ふれあいプラザ(ホール)	600円	2割加算
ふれあいプラザ(全館)	1,000円	2割加算

※ふれあいプラザ(全館)については、和室・ホール両方の利用の場合となります。

※町外の方が利用を希望する場合には上記の料金の3割増しとなります。

広告



福祉・介護

介護保険

問 福祉課 介護保険係 ☎64-1120(内線103・104)

介護は誰もが直面する課題です。その介護を国民全員で支える制度で、40歳以上すべての方に加入していただきます。

- ❖第1号被保険者 65歳以上の方
- ❖第2号被保険者 40歳以上64歳以下の方

介護保険料

第1号被保険者については、介護保険者である湯浅町が決定します。介護保険料は3年ごとに見直しをします。第2号被保険者については、現在加入している医療保険者が決定します。

介護保険料の納め方

- ❖特別徴収 年6回の年金支給月に、年金から天引きされます。
- ❖普通徴収 年6回(7月から12月)に分けて町から送付される納付書または口座振替で納めます。

資格取得・喪失・変更

第1号被保険者の方、要介護認定を受けている第2号被保険者の方は、次のいずれかに該当するときは、14日以内に届け出てください。

- ・他市町村から湯浅町へ転入したとき
- ・介護保険被保険者証をなくしたり、汚れ等で使用できないとき
- ・湯浅町から他市町村へ転出するとき(本人名義の通帳も必要)
- ・死亡したとき(相続人代表者名義の通帳も必要)

介護サービスを利用したい方へ

申請には、介護保険被保険者証、医療保険被保険者証が必要です。

第2号被保険者の方の申請は国が定めている特定疾病と診断された方に限られます。

地域包括支援センター

問 地域包括支援センター(福祉課内) ☎64-1120(内線101・102)

介護保険制度に基づき、平成18年4月から湯浅町に設立されました。

高齢者の方が地域で自立した生活を続けられるよう、さまざまな相談をお聞きし、支援します。

どんな職員がいるの？

主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士の専門職員がいます。



主任ケアマネージャー



保健師



社会福祉士

こんな事をしています

主に4本柱で支援します。

1. 介護予防事業や軽度の方の介護サービス利用の調整をします

- 例えば ※介護予防体操に取り組みたい。
※要介護認定の申請をしたい。
※今の健康を維持したい。

2. 地域で支え合うため、様々な機関との連携・調整をします

3. 皆さんの権利を守ります

虐待を早期発見したり、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用について、相談を聞き、説明させていただきます。

- 例えば ※金銭管理に自信が持てなくなってきた。
※高齢者虐待ってどのような事ですか。
※虐待されている方がいる。

広告



新地域福祉センター 令和4年8月竣工

福祉(安心)と防災(安全)の町づくり
住民が支え合う町 湯浅町
社会福祉法人 湯浅町社会福祉協議会
湯浅町栖原126
TEL.0737-63-5175
介護のお悩み等、お気軽にご相談ください



社会福祉法人 恩賜財団 済生会
介護老人保健施設 **ライフケア有田**
<http://icarida.jp/>

目くばり 気くばり 思いやり

入所サービス
ショートステイ
デイケア

〒643-0007 有田郡湯浅町大字吉川152-1
TEL: 0737-63-5564
FAX: 0737-63-5606



4. あらゆる相談をお聞きします

介護に関する悩みだけでなく、福祉や医療など生活上の悩みや相談も受けます。徐々に平均寿命が延びる中、介護される側、介護する側、無理をせず地域にあるサービスを活用して、住民のみなさんがお互いに住みやすい湯浅町にしましょう。

介護予防・その他利用事業

問 福祉課 介護保険係・地域包括支援センター
☎64-1120(内線101・102)

住み慣れた湯浅町で、いつまでも元気に暮らしたい。そんな願いをかなえるために、元気なときから介護の必要な状態になることを予防しましょう。

介護予防事業

▶ 高齢者筋力トレーニング教室

ふれあいプラザ・総合センターにて実施

▶ お元気体操

各老人憩の家等にて実施

▶ 認知症対策

わくわく教室

▶ ピあサロン

認知症の方と家族の交流会



その他利用事業

▶ 配食サービス

❖ 対象

おおむね80歳以上の一人暮らしや高齢者世帯の方や障がいのある方。

(一食 400円 町県民税非課税世帯・生活保護世帯 250円)

▶ 家族介護用品(紙おむつ)支給事業

❖ 対象

在宅の要介護者(要支援2以上常時失禁状態の方)で所得税非課税世帯の方。(紙おむつ・尿とりパッドを支給:3ヶ月に1回 年額55,000円分を限度)



▶ 家族介護慰労金支給事業

要介護4・5で町民税非課税世帯の在宅高齢者が、過去1年間介護保険サービスを受けなかった場合に、介護者に10万円の慰労金を支給。

▶ 成年後見制度利用者支援事業

親族がいない、親族による後見開始の審判申し立てが期待できず費用負担できない方には、町長が成年後見人制度の申し立てを行い、後見人等の報酬を町より負担。

▶ 総合事業

65歳以上の方にチェックリストを実施し、該当する方に対して、訪問型、通所型のサービスを提供することができます。

高齢者入所施設

▶ 養護老人ホームなぎ園

問 ☎63-6886

老人福祉法に基づき設置した施設であり、65歳以上で健康上、環境上または経済的な理由で自宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所、養護を目的としています。

❖ 施設の概要

組織町	湯浅町、広川町、有田川町
所在地	有田郡湯浅町吉川160
構造	鉄骨平屋建
定員	70名
居室	全室個室

▶ 特別養護老人ホーム「潮光園」 問 ☎63-3381

有田周辺広域圏事務組合(有田市・湯浅町・広川町・有田川町)が設置した施設で、居宅での介護が難しい方の入所施設です。入所には介護保険で要介護3以上の認定が必要です。

❖ 施設の概要(令和4年12月移転予定)

所在地	湯浅町湯浅2343番地1
構造	鉄筋コンクリート造3階
定員	94名 短期入所4名(多床室)、50名(多床室)、40名(ユニット)
居室	2人部屋 1室、4人部屋 13室、個室 40室

広告



社会福祉法人 平成福祉会
かぐのみ苑湯浅
特別養護老人ホーム
ショートステイサービス
グループホーム
デイサービスセンター
ホームヘルプサービス

湯浅町湯浅2032-1
電話: **0737-65-3636**
FAX: **0737-65-3637**





福祉・介護



保険・年金

国民年金 老後に備えて

問 健康推進課 国保年金係 ☎65-3008(内線145)

加入について

加入しなければならない方は、次の3種類に分かれます。

❖ 第1号被保険者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方で、学生及び農業、自営業や自由業の方とその家族

❖ 第2号被保険者

サラリーマンや公務員などで、厚生年金や共済組合などの被用者年金に加入している方

❖ 第3号被保険者

厚生年金保険や共済組合などの加入者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

任意加入

- 60歳以上65歳未満で老齢基礎年金の受給資格を満たすことができない方や受給金額を希望する方
- 65歳から70歳未満の昭和40年4月1日以前に生まれた方で、年金受給資格を満たしていない方や日本国内にお住まいまたは日本人で海外にお住まいの方
- 日本国籍があり、外国に居住している20歳以上65歳未満の方
- 60歳未満で、厚生年金や共済組合から老齢年金等を受けている方
- 老齢基礎年金の繰上げ受給をしていない方

保険料

❖ 定額保険料 月額16,590円(令和4年)

※年金改正により、あらかじめ保険料の上限を定め、保険料総額の範囲内で給付を調整する保険料水準固定方式になり、平成17年度から毎年段階的に引き上げられます。なお、納めた保険料は、年末調整、確定申告の際「社会保険料控除」の対象になります。

❖ 付加保険料 月額400円

❖ 前納割引制度

申込み月からその年の3月末までの保険料をまとめて納めると割引が受けられます。

❖ 保険料の納め方

日本年金機構から送付される納付書で、金融機関やコンビニエンスストアで納付できます。便利な口座振替制度もありますので、ぜひご利用ください。口座振替により当月分保険料を当月納付する場合、一月あたり50円の割引となります。口座振替により1年分・6ヶ月分を前納した場合は、納付書で納める場合よりも割引額が多くなります。

また、クレジットカードによる支払いも可能です。

国民健康保険 万一のときに

問 健康推進課 国保年金係 ☎65-3008(内線146)

国保に加入する方

次のどちらにも該当しない方は、国保に加入しなければなりません。

- 職場の健康保険に加入している方とその被扶養者
- 生活保護を受けている方

国保で受けられる給付のいろいろ

▶▶ 療養の給付

病気やけがで医療機関にかかったとき、医療費の3割(未就学児の被保険者は2割、70歳以上の被保険者は2割または3割)の自己負担で治療を受けられます。残りの7割または8割は、国保で負担します。

▶▶ 療養費の支給

次の場合、かかった費用を申請すると払戻しを受けることができます。なお、国保の負担割合は、療養の給付と同じです。

- やむを得ない理由で保険証を使わずに治療を受けたとき
- コルセットなどの補装具代など

▶▶ 出産育児一時金(医療機関で手続きしてください)

国保の被保険者が出産されたとき出産費用を直接医療機関などに支払います。

医療機関に国保の保険証を提示して手続きが必要です。

出産育児一時金の上限は42万円。出産費用が上限を超えた場合は自己負担になり、下回った場合は国保への申請・手続きにより差額が支給されます。

▶▶ 葬祭費

国保の被保険者が亡くなられたとき、葬祭をおこなった方に葬祭費として3万円を支払います。

▶▶ 高額療養費

1ヶ月に支払った医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を越えた分が申請により払い戻しされます。

- 外来、入院とも「限度額適用認定証」または「限度額適用標準負担額減額認定証」を提示すれば、同一医療機関での支払いは限度額までとなります。(70歳以上の方で所得により認定証が不要な場合もあります。)
- 限度額は所得(世帯)によって異なります。
- 一つの世帯内で同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は、合算して限度額を越えた分が払い戻しされます。(70歳未満の方)



入院中の食事代

入院中の食事代は、一部自己負担となります。

❖食事療養費(1食につき)

- 一般 460円
- 住民税非課税世帯(低所得者Ⅱ)
90日までの入院 210円
過去12ヶ月で90日を越える入院 160円
- 低所得者Ⅰ 100円

※住民税非課税世帯の方は、標準負担額減額認定証が必要となりますので、申請書を提出してください。

老人医療制度

67歳から70歳までの方で、非課税世帯であるなどの一定の条件にあてはまる場合は、医療費の自己負担割合が3割から2割に減額される制度です。詳しい条件については、健康推進課 国保年金係までお問い合わせください。

特定健康診査

平成20年4月から施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国民健康保険加入者に対して、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者および予備群を減少することを目的に、特定健康診査・特定保健指導を実施します。

❖実施方法

特定健康診査は、有田郡市内にある各契約医療機関または町が実施する集団健診で受診できます。ただし、湯浅町国民健康保険が実施するドックを受診された方は、同じ年度内に特定健康診査を受診することはできません。

- ❖対象者 湯浅町国民健康保険被保険者で、40歳から74歳までの方
- ❖受診方法 特定健診受診券と保険証を健診実施時に提出すると無料で受診できます。
- ❖実施期間 4月から3月まで
- ❖実施場所 有田郡市内の各契約医療機関又は町実施の集団健診

若年者(20歳～39歳)の健診

生活習慣病の1次予防の取り組みとして特定健康診査及び町実施の集団健診時のガン検診を実施します。(平成25年9月より)

❖実施方法

特定健康診査は町が実施する集団健診で受診できます。30歳以上の方で湯浅町国民健康保険が実施するドックを受診された方は、同じ年度内に特定健康診査、ガン検診を受診することはできません。

- ❖対象者 湯浅町国民健康保険被保険者で20歳から39歳までの方
- ❖受診方法 ガン検診…町実施の集団健診時のみ
- ❖実施期間 4月から3月まで

国保人間ドック・脳ドック

- ❖対象者 次のすべてに該当する方
 - 30歳以上の国保加入者・後期加入者
 - 国保税・後期保険料完納の方
- ❖受付 4月～3月
- ❖実施期間 4月～3月
- ❖実施機関 湯浅町が契約している各医療機関
- ❖費用 各医療検査機関により異なります。健康推進課 国保年金係へお問い合わせください。

国民健康保険税

国民健康保険は、「もしも…」のときに備えてみんなで医療費を負担して助け合う制度です。世帯主が納税義務者となり、保険税を負担することになります。

❖国保税の計算方法

国民健康保険の課税額＝国民健康保険に要する費用にあてる課税額(医療分)＋後期高齢者への支援にあてる課税額(支援分)＋介護納付金課税額(介護分)
詳しくは43ページ参照

後期高齢者医療制度

問 健康推進課 国保年金係 ☎65-3008(内線145)

この制度は、下記対象者の方が加入する高齢者の医療制度で、和歌山県後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営します。

❖対象者

- 75歳以上の方
- 65歳以上で一定の障がいがあると認定された方

お医者さんにかかる時は

保険証を医療機関の窓口へ提出してください。次の額が自己負担となります。

- ❖外来のとき 外来費用の1割(または3割)
- ❖入院のとき 入院費用の1割(または3割)
※令和4年10月から1割・2割・3割になります。
※ただし、自己負担限度額があります。
- ❖自己負担限度額

同じ月内に支払った自己負担額が、自己負担限度額を超える場合には、高額療養費として広域連合から支給されます。該当すると思われる方には封書で案内しますので申請してください。

なお、この申請は1度だけで、2回目以降の申請は不要です。ただし、振込先口座に変更が生じた場合には再度の申請が必要です。



保険・年金



生活・環境

湯浅町ゴミ案内
「ゴミの分け方、出し方」

もえるゴミ・プラスチックは「町指定ゴミ袋」で

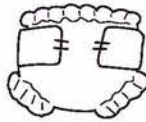
問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

もえるゴミ

湯浅町もえるゴミ指定袋で出してください。



食用油は凝固剤で固めるか、紙・布にしみこませましょう



タバコの吸い殻は完全に火をけすこと



紙くず



紙おむつは必ず汚物を取り除いて

木類及び剪定樹木は他のもえるゴミと別にして、もえるゴミ指定袋に入れてください。布団はもえるゴミ指定袋に入れて、その他のゴミは混ぜずに出してください。

プラスチック

湯浅町プラスチック指定袋で出してください。



食品トレー



プラ製バケツ、スポンジなど



飲料・調味料などのプラ製キャップ



お菓子の袋 飴の包装など

(例) CD、プラ製洗面器、発泡スチロール、コンビニ等の弁当箱、卵パック、豆腐・納豆の容器、スーパー等のレジ袋、野菜等のネット、プラスチック製文房具、日用品の外袋など

弁当箱、容器類の中身は必ず使い切り、水洗いしましょう
金属部品は外しましょう。
外れない場合は燃えないゴミへ

ペットボトル以外のプラ製容器(中身は残さず使い切りましょう)

資源ゴミ

あきカン

ジュース缶、ビール缶、かんづめ缶、スプレー缶等、その他一斗缶までの大きさの缶



青色のコンテナに入れてください。

中を軽く水洗いしてください。スプレー缶は爆発事故発生原因となりますので必ず中身を出し切ってキャップを外してください。

曜日	品目	出し方
月	ダンボール	まとめてしばって出してください。
火	本・牛乳パック・雑紙・シュレッダーゴミ・チラシ	透明の袋に入れるかひも等でしばって出してください
水	古着	透明の袋に入れて出してください
木	ペットボトル	透明の袋に入れて出してください
金	新聞	透明の袋に入れるかひも等でしばって出してください。

あきビン

酒びん、ビールビン、洋酒ビン
ジュースビン、ドリンクビン
化粧ビン、しょう油ビン、調味料ビン、陶器類及び蛍光灯
黄色のコンテナに入れてください。



キャップを外して軽く水洗いしてください。農薬ビンなど危険物の入ったビンは絶対に出さないでください。ビン以外のガラス製品は入れないでください。酒ビン、ビールビンなどは販売店に引き取ってもらってください



生活・環境

広告

環境を守ること=未来を育てること

鉄くず・非鉄原料・産業廃棄物・古紙など 一度ご相談ください

FURUKATSU
ALL AROUND RECYCLER

株式会社 古勝

湯浅工場 和歌山県有田郡湯浅町湯浅 1671-1
TEL 63-1131 FAX 62-2112
吉備工場 和歌山県有田郡有田川町天満 38
TEL 52-2002 FAX 52-7190

【環境を守る事=未来を育てる事】と私達は考えます。

製鉄原料・非鉄原料・製紙原料
産業廃棄物収集運搬・中間処理業
一般廃棄物収集運搬・処理業



もえないゴミ

金物



おもちゃ



ライターは必ず
使いきりましょう



ボールペン

ホースは30cm程度に
切断してください



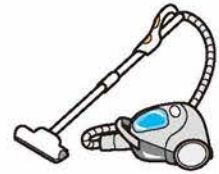
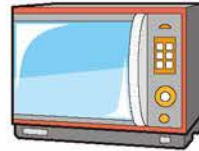
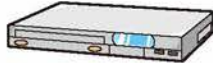
ビデオテープ類

靴・ベルトなどの
革製品



小型家電 小型電気製品

ドライヤー、ビデオデッキ、電子レンジ
掃除機、扇風機等



町で収集できないごみ(処理困難ごみ)

<p>家電リサイクル法 対象品目</p>	<p>家電リサイクル法対象商品 エアコン(室外機を含む)・テレビ(液晶・プラズマ式を含む)・冷蔵庫・洗濯機・家庭用衣類乾燥機</p> 	<p>家電リサイクル法に基づき、購入された店または買い替えをされる店に引き取ってもらってください。 (リサイクル料金+収集運搬料金が必要です。)</p>	 <p>PCリサイクルマークのついているパソコンはメーカーへ連絡し引き取ってもらってください。</p>
<p>粗大ごみ、建設廃材、 適正処理困難物、 危険物、レンガ、砂</p>		<p>年1回粗大ごみを有料で処分できる場を設けます。広報等でお知らせします。その際お出してください。また、購入店に引き取ってもらうか、専門業者で処理してもらっても結構です。</p>	
<p>ペットの糞、尿を 含んだ砂など</p>		<p>自家処理するなど自己の責任において適正に処分してください。</p>	
<p>机、タンス、イス、 カーペット、 じゅうたん</p>	 <p>金属、ガラス、泥、石等の異物は必ず除去してください。 一枚の板にさせていただくと処分することはできません。 ・役場住民生活課へ電話で連絡ください。</p>	 <p>消火器は購入店で引き取ってもらいましょう。</p>	
<p>事業活動に伴って 生じたごみ</p>	<p>産業廃棄物(事業活動に伴って生じた燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で定められた20種類の廃棄物)</p> <p>事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物以外のもの)</p>	<p>産業廃棄物処理業者へ委託するなど自己の責任において適正に処分してください。</p> <p>もえるごみは、町の分別方法を遵守の上、リユースなごみへ直接搬入してください。</p>	



乾電池は収納ボックスへ入れてください。収納ボックスのない所は袋(透明または半透明)へ入れてください。

※大部分のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。

<p>港、なぎ、新屋敷、浜町、浜通り、中町、かじや町、中川原、島之内、田、北町、道町、駅前通り、栖原、蔵町から大宮通神田履物店まで</p>	<p>もえるゴミ・プラスチック……毎週 月・木 曜日</p>
<p>大宮通、北道、西南道、東南道、野下、出水、本町、南栄、中之島、国道筋、北栄、宮西、横浜、青木、別所、東大宮、山田、吉川、横田、方津戸</p>	<p>もえるゴミ・プラスチック……毎週 火・金 曜日</p>
<p>あきカン・金物</p>	<p>毎月 第 1・3・5 水曜日 (全地区収集)</p>
<p>あきビン・ガラス・蛍光灯・陶器類など</p>	<p>毎月 第 2・4 水曜日 (全地区収集)</p>



犬と猫

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

❖ 犬の登録と予防注射

生後91日以上の子犬は、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を必ず受けてください。

❖ 手数料

- ◆ 登録手数料 3,000円
- ◆ 狂犬病予防注射済票交付手数料 550円

予防注射の接種費用は、かかりつけの動物病院等でお聞きください。また、次のようなときは、住民生活課へ連絡してください。

- ・ 犬の所有者が変わったとき
- ・ 引っ越しなどで住所が変わったとき

❖ 犬、猫などの死亡

飼い犬、飼い猫が死亡したときは、先に住民生活課へ連絡してください。

❖ 動物の火葬(手数料と印鑑が必要です)

動物1頭につき16,000円(犬、猫など)
受付時に火葬日時を調整します。
火葬は湯浅斎場にて行いますので、火葬するときは、亡くなられた動物を毛布に包むか段ボールに入れてあげて、湯浅斎場までお越しください。

湯浅斎場 湯浅町湯浅2355番地20

共同浴場「宝栄湯」

町民の健康増進と憩いの場の「おふるやさん」です。

- ❖ 所在地 湯浅町湯浅2716番地4
- ❖ 営業時間 16時～22時
- ❖ 定休日 毎月1日(1月を除く)
毎月15日(8月を除く)
- ❖ 特別休業日 1月3日、4日、5日
8月16日、17日

❖ 入浴料

町内在住65歳以上	100円
中学生以上	200円
中学生未満	100円

※半額補助制度あり

し尿

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

▶ し尿の処理について

- ❖ し尿のくみ取りを希望される方は、直接下記許可業者に申し込んでください。
(有)竹井衛生(TEL62-2661)

資源ごみ集団回収奨励金交付制度

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

ごみの減量及び資源の有効利用を促進し、併せてごみ及び資源に関する町民意識の高揚を図るため、地域住民団体が自主的に実施する資源ごみの集団回収に対し、奨励金を交付します。

奨励金の交付を受けることができる団体は、町内の自治会、老人クラブ、婦人会、子供クラブ、PTA等営利を目的としない団体です。

奨励金は、資源ごみ(アルミ缶、紙類)を回収業者に引き渡した場合において、その資源ごみの重量に1キログラム当たり6円を乗じて得た額を交付します。



生活・環境

子育て支援のための町指定袋交付制度

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

湯浅町に住所を有する方が出産された場合に子育てに係る費用を少しでも軽減することを目的に町指定のごみ袋を交付する制度です。

ごみ袋は、家庭用もえるゴミ指定袋の中サイズを子ども一人につき、100枚(10枚入り袋10袋)を交付します。

また、1歳未満の子どもがおられる方が他の市町村から転入された場合も同様に交付します。

交付の手続きは、出生届や転入の手続きの際に住民生活課で行います。

広告

快適な生活環境づくりで
地域に貢献する

協同組合
中紀環境科学

湯浅1745-2 ☎ 63-4543(代)
FAX 62-4704

浄化槽清掃
し尿汲取
仮設トイレ汲取

湯浅・広川町公認
(有)竹井衛生

〒643-0004
有田郡湯浅町湯浅1836-1
TEL (0737)62-2661
FAX (0737)62-4106



水質及び大気検査

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

2ヶ月に1回、水質(海2箇所、河川2箇所)と大気(1箇所)の検査を行っております。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

クリーンエネルギーの普及・促進のため、自らが居住する住宅もしくは居住する予定の住宅に「太陽光発電システム」を設置する方に対して、補助金を支給します。

❖補助金額

太陽電池モジュールの公称最大出力1kw当たり35,000円(上限3キロワット 105,000円)

◆補助対象となる要件は、次のとおりです。

- ・湯浅町に住所を有し、その住所に居住している方。もしくは、設置後に居住を予定している方。
- ・補助金年度内に設置が完了し、電力会社と電気供給契約をする方。
- ・過去にこの補助金制度を受けたことがない方。

生ごみ処理機購入費補助金制度

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

家庭等から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図り、生活環境の保全に資するため、家庭等における生ごみ処理機の購入に対し、補助金を交付します。

補助を希望される方は、住民生活課までお問い合わせください。

❖補助対象

- ・町内にお住まいの方
- ・町が指定した販売業者から生ごみ処理機を購入することができる方
- ・生ごみ処理機を家庭に設置できる方
- ・生ごみ処理機による処理後の堆肥の活用が図れる方
- ・生ごみ処理機の維持管理を自ら行える方

❖補助の金額等

◆生ごみ処理機(屋内用・屋外用)

1世帯につき1基までを補助。

購入費(消費税込)の2分の1とし、補助限度額は20,000円です。

※補助金の額は、予算の定める範囲内で上記に定める額とします。

生ごみ処理容器購入費補助金制度

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

家庭等から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図り、生活環境の保全に資するため、家庭等における生ごみ処理容器の購入に対し、補助金を交付します。

補助を希望される方は、住民生活課までお問い合わせください。

❖補助対象

- ・町内にお住まいの方
- ・町が指定した販売業者から生ごみ処理容器を購入することができる方

- ・生ごみ処理容器を家庭に設置できる方
- ・生ごみ処理容器による処理後の堆肥の活用が図れる方
- ・生ごみ処理容器の維持管理を自ら行える方

❖補助の金額等

◆生ごみ処理容器

1世帯につき1基までを補助します。

生ごみ処理容器(屋外用) 補助金3,000円

生ごみ処理容器(屋内用) 補助金1,500円

※補助金の額は、予算の定める範囲内で上記に定める額とします。

浄化槽

問 湯浅町水道事務所 ☎62-4171

▶浄化槽について

- ・浄化槽の適切な管理のため、定期的な保守点検(維持管理)、法定検査及び清掃を行ってください。保守点検の頻度は浄化槽の大きさによって、異なります。法定検査と清掃はそれぞれ1年に1回です。
- ・浄化槽の保守点検(維持管理)は、県知事の登録を受けた保守点検業者に委託してください。委託業者について、詳しくは下記にお問い合わせください。
一般社団法人 和歌山県浄化そう協会 (TEL073-431-6291)
- ・法定検査は、下記指定検査機関に委託してください。
公益社団法人 和歌山県水質保全センター (TEL073-432-6433)
- ・浄化槽の清掃は、下記許可業者に委託してください。
(有) 竹井衛生 (TEL62-2661)

浄化槽設置整備事業補助金

問 湯浅町水道事務所 ☎62-4171

合併浄化槽の設置には補助金の制度があります。合併浄化槽に改修される場合にも、新築と同様に補助を受けることができます。

❖補助対象の予定額等

浄化槽の大きさ・工事種類	補助金の額	備考
5人槽設置	332,000円	居住用面積が150㎡以下
7人槽設置	414,000円	// 150㎡を越える
8人槽以上設置	548,000円	2世帯住宅等
配管工事	400,000円	単独浄化槽・汲みとり槽からの転換
撤去工事	90,000円	単独浄化槽・汲みとり槽の撤去

※浄化槽の大きさについては、算定基準がありますので、浄化槽設置業者の方とご相談ください。

※補助金の額は、令和4年度の場合です。

❖補助対象となる要件

- ・湯浅町内に浄化槽を設置される方(田地区の農業集落排水対象地域を除く)
- ・湯浅町に住所を有する方、設置後に湯浅町内に住所を有する方
- ・年度内に設置工事を完了し、必要書類を提出できる方
- ・浄化槽管理講習会を受講された方



下水道

問 湯浅町水道事務所 ☎62-4171

農業集落排水(田地区)

▶排水設備工事をするには

排水設備工事は、有田郡市内の指定工事店でなければできません。排水設備工事を行うには、排水設備等の計画確認申請書を町に提出します(手続きは指定工事店が代行します)。町では、マスや排水管の大きさや勾配などの工事内容が適切であるかどうかを確認し、工事完了後に検査を行います。

なお、排水設備にかかる費用や日数は工事内容で異なりますので、依頼する指定工事店に確認してください。

▶農業集落排水使用料

基本料金(月額)	1,600円(消費税別)
人員割料金(月額)※	1人当たり600円(消費税別)

※上表の金額に別途消費税が必要となります。

※建築用途により、人員の算定基準が異なりますので、詳しくは水道事務所までお問い合わせください。

水道

問 湯浅町水道事務所
〒643-0003 有田郡湯浅町別所331
☎62-4171 FAX63-5965

水道の使用開始・中止のお届け

▶水道をお使いになるとき

事前に水道事務所に届出をお願いします。
また、開栓時には立会と開栓手数料1,000円(後日請求)が必要となります。

▶水道の使用をやめるとき

事前に水道事務所に届出をお願いします。
閉栓作業時に水道メーターの検針をしますので、精算が必要です。

❖受付時間 平日 8時30分～17時15分

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始・夜間の受付はしていませんのでご了承ください。

— 告 告 —



六川設備株式会社

和歌山県建設業登録工事店
湯浅町水道公認指定工事店

- 水道設備工事
- 衛生器具設備工事
- 浄化槽設備工事
- 浄化槽保守点検業

湯浅町青木534-5
TEL(0737)64-1616
FAX(0737)64-1818

新しく水道を引くとき(新規加入)

▶新規加入のお申込み

加入金・手数料等の納付が必要となります。また、工事施工に関する書類の提出も必要となりますので、湯浅町指定給水装置工事事業者を通じて水道事務所までお申込みください。

▶加入金及び設計審査料・工事検査料・材料検査料

水道加入金は給水管の口径に応じて金額が定められています。詳しくはお問い合わせください。なお設計審査料・工事検査料の金額は次のとおりです。

▶設計審査料 300円

▶工事検査料 300円

▶材料検査料(材料によって異なる)

水道料金のお支払い

▶料金のお支払いは毎月

毎月、検針した使用水量に基づき水道料金をお支払いください。

▶料金のお支払い方法

❖口座振替

預貯金口座から料金を引き落とす便利な制度です。振替する日は、検針のあった翌月の10日です。(金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります) 湯浅町水道事務所は、水道料金の口座振替制度を推進していますので、できるかぎりご協力ください。

なお、お申込みは、各金融機関の窓口に備えつけの口座振替依頼書に必要事項(検針票及び納付書に記載の使用者番号が必要です)を記入のうえ、通帳・届出印を持参して各金融機関に提出してください。

口座振替 取扱金融機関	
きのくに信用金庫	紀陽銀行
ありだ農業協同組合	近畿労働金庫
ゆうちょ銀行	なごさ信用漁業協同組合連合会

❖納付書

指定の金融機関、コンビニ、スマホ決済、水道事務所でお支払いください。

❖集金

当町委託集金人が直接お伺いし、集金いたします。



水道使用者または、所有者の変更

▶ 使用者の変更

世帯主の変更や会社名の変更等により、使用者を変更する場合は[水道使用者名義変更届書]を水道事務所へ提出してください。

(様式は湯浅町ホームページからもダウンロードが可能です)

▶ 所有者の変更

所有者の死亡や売買等の所有権移転により、水道の所有者を変更される場合は[給水装置所有者変更届]を水道事務所へ提出してください。

(様式は湯浅町ホームページからもダウンロードが可能です)

※死亡による変更には死亡・相続が確認できる書類を、売買等による変更には、売買契約書の写し又は登記簿(土地全部事項証明書)の写しをそれぞれ添付していただきます。また、旧所有者の押印が不可能な場合は[所有権移転に関する誓約書]の添付が必要です。

メーターボックスの管理についてのお願い

各家庭に取り付けているメーターは、毎月検針しています。検針がスムーズに行えるよう、ご協力をお願いします。

- メーターボックスの上に物や車を置かないようにしてください。
- メーターボックスの中には水や泥が入らないようにしてください。
- 犬などのペットは出入口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。
- 家の増改築などの際には、メーターボックスが検針しやすい位置になるようにお願いします。

水道の工事と管理

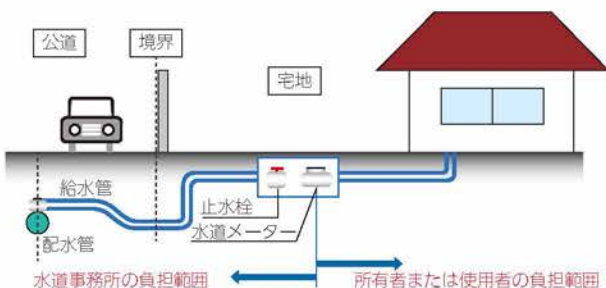
▶ 水道本管布設替工事

水道事務所では、老朽化した水道管を新しくする更新工事を進めています。

今後とも皆様に安心安全な水道水を安定的に供給するために、老朽化した水道管の更新工事を行っています。工事中はご不便ご迷惑をおかけしますが、ご協力の程よろしくお願いたします。

▶ 水道設備の負担範囲

水道設備の負担範囲は次のとおりです。



▶ メーターより道路側での漏水

道路側で漏水している場合は、お手数ですが水道事務所までご連絡ください。特に冬期については、漏れた水が凍結する恐れがあり危険ですので、気がつきたときは速やかに水道事務所までご連絡ください。

工事に伴って断水になるときや、にごり水が出ることがあります。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願いたします。

▶ メーターより家屋側での漏水

家屋側での漏水については、水道事務所では修理できません。漏水をそのままにしておくと水道料金が高額になることもあり、大切な水も無駄になってしまいます。速やかに湯浅町指定給水装置工事業者に依頼して修理してください。

❖ 漏水チェックの方法

- ① 宅内のすべての蛇口を閉めます。(給湯器やトイレから水が出ていないことを確認し、ソーラー用のバルブも閉めてください。)
 - ② 敷地内にあるメーターボックスを見つけます。
 - ③ フタを開けてメーターを確認してください。
- ⇒パイロットが回転していれば、漏水の疑いがあります。



こんなときは

▶ にごり水が出たとき

次のようなことが原因で水がにごることがあります。

- 水道工事中や終了後
- 火災などにより消火栓を使用したあと
- その他の突発事故

水道工事の場合は、断水工事等の後は洗管(水道管内の汚れた水をとる)作業をします。このときはしばらく蛇口から水を出していただくにごりはとれますが、その他突発的ににごりが発生したときは、水道事務所までご連絡ください。

▶ 白い水が出たとき

水道管の中に入った空気が無数の小さな泡になって、水に混じっているためです。しばらくすると、泡が消えて澄んだ水になります。しばらくしても澄んだ水にならない場合は、水道事務所までご連絡ください。

住宅

問 産業建設課 管理係 ☎64-1124(内線251)

湯浅町定住促進奨励金制度

定住促進と地域の活性化を図るため、湯浅町内に住宅を取得しようとする若年層の方を対象に住宅取得の支援をします。新築や中古住宅の購入を予定されている方は産業建設課までお申込みください。

❖ 奨励金 新築 100万円・中古 40万円(ただし、予算の範囲内)

※奨励金を受けられる場合は、事前に産業建設課までお問い合わせください。

奨励対象となる要件

申請者要件

- ① 申請日において湯浅町に定住の意思を持って居住していること。
- ② 申請者が40歳以下であること。ただし、婚姻している夫婦の場合、いずれかが40歳以下であること。
- ③ 取得した住宅の所有者が申請者本人であること。ただし婚姻している夫婦の場合は、夫婦のいずれか又は、共有であること。

住宅要件

- ① 指定期間内に住宅を湯浅町内に新築又は購入(中古住宅)により取得したものの。
- ② 玄関、居室、便所及び台所を備えており、延べ床面積50平方メートル以上のもの。
- ③ 併用住宅の場合は、店舗・事務所等の部分を除いた住宅部分で①、②の条件を備えるもの。

木造住宅の耐震診断・改修補助制度

耐震診断士による木造住宅の耐震診断(無料)をおこないません。また、耐震診断を受けた住宅(総合評点1.0未満)で、耐震改修工事をされる方に対し、一定の範囲内で改修工事費の一部を補助します。

❖対象建築物

- ①湯浅町内に存する民間の住宅
- ②平成12年5月31日以前に着工された専用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅
- ③構造が次の工法以外の木造であるもの
ア) 枠組み壁工法(ツーバイフォー)
イ) 丸太組工法(ログハウス)
ウ) 建築基準法(昭和25年法律第201号)旧第38条の規定に基づく認定工法
- ④地上階数が2以下で、かつ延べ面積が400㎡以下のもの

町営住宅の募集

住宅に困窮する低額所得者を対象に整備された町営住宅があります。入居者を募集する場合は、町の回覧等で周知を行います。

入居者の皆様へ

入居中に、氏名の変更・同居者の変更・名義の変更・住宅の保証人の変更等の住宅に関する事で変更があった場合は、申請が必要です。事前にご相談ください。

老朽危険空家除却補助事業

倒壊などのおそれがある老朽危険空家の除却費用の一部を補助します。

❖老朽危険空家とは？

- ①おおむね年間を通して居住の実態がなく、今後も居住の見込みがないもので、建物面積の2分の1が居住用に使用されていたもの。
- ②和歌山県空家等対策推進協議会が作成した特定空家の判断基準に基づく判定が100点以上のもの。

❖補助対象経費

補助対象工事に要する経費で、家財道具、門、塀、機械及び車両等の処分に係るものと、地下埋設物(浄化槽等)の除却に係る分を除いた分。

❖補助金の交付額

補助対象経費の10分の8(上限80万円)

除却前に申請が必要です。事前にご相談ください。

空き家改修補助金

問 ふるさと振興課 商工観光係 ☎64-1112

県外からの移住に際し、居住するための空き家改修工事を行った場合、改修費の一部を補助します。

❖補助金の交付額

3分の1補助(上限40万円)

補助金の活用には申請が必要です。事前にご相談ください。

道路

問 産業建設課 管理係 ☎64-1124(内線251)

道路の占用

町道と認定している道路において、日覆を設置したり、排水管理設やケーブル線設置等道路の上空や地下に施設を設ける際には、「道路占用許可申請書」の提出が必要です。申請の際は、図面等が必要ですので、事前にご相談ください。

道路掘削・工事施工承認

町道において、給水管や排水管の埋設等のために道路を掘削する場合には、「道路掘削許可申請書」の提出が必要です。

また、町道から車両乗り入れのためにガードレールを撤去する等、自費で工事を行う場合には「道路工事施工承認申請書」の提出が必要です。

いずれの申請にも図面等が必要ですので、事前にご相談ください。

里道・水路の使用許可

里道(町道として認定されていない道路)の敷地を利用して工作物を設置したり、水路に橋を架ける等の水路敷の利用には、「法定外公共物使用許可申請書」の提出が必要です。申請の際は、図面等が必要ですので、事前にご相談ください。

道水路の改良・改修、舗装、側溝の整備等

道路が狭いので広くしてほしい、舗装が傷んでいるので舗装し直してほしい、側溝がないので設置してほしいなどの要望がありましたら、近隣の方とご相談の上、お住まいの行政区の区長さんを通じて要望してください。

広告

土木・建築
設計施工・解体工事

KHK

北村土建 株式会社

湯浅町吉川 57-1

☎ (0737) 64-0655

fax (0737) 64-0739





税金

税金

問 住民生活課 税務係 ☎64-1106 (内線121、122、123)

個人町民税・県民税

個人の町民税・県民税(住民税)は、前年(1月1日から12月31日まで)の所得に対して課税され、均等割と所得割からなっています。

❖課税の対象者

毎年1月1日(「賦課期日」とよびます)現在湯浅町に住み、前年中に一定の所得のあった人に対して課税されます。

また、湯浅町に住んでいなくても、湯浅町内に事業所や家屋敷等を持っている人には均等割が課税されます。

❖均等割

町民税、県民税の定額で課税されます。
(均等割非課税の方)

前年の合計所得金額が、28万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(控除対象配偶者または扶養親族を有する場合は16万8千円を加算した金額)以下のときは非課税となります。

❖所得割

前年中の所得金額に応じて次の式によって計算します。

前年中の所得額－所得控除額(基礎控除や扶養控除等)
＝課税標準額

$$\left(\begin{array}{l} \text{課税標準額} \times 6\% \text{ (町民税の税率)} - \text{調整控除等} = \\ \text{町民税の所得割額} \\ \text{課税標準額} \times 4\% \text{ (県民税の税率)} - \text{調整控除等} = \\ \text{県民税の所得割額} \end{array} \right)$$

(所得割非課税の方)

前年の総所得金額が、35万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(控除対象配偶者または扶養親族を有する場合は32万円を加算した金額)以下のときは非課税となります。ただし、分離課税に係る所得割は除きます。

❖納付方法

個人の町民税・県民税の納付方法は、次の3種類があります。

(普通徴収)

自営業等の方が、湯浅町から送付する納付書又は、口座振替によって6月、8月、10月、12月の年4回に分けて納める方法です。

(特別徴収)

会社等の給与支払者が湯浅町からの通知に基づいて、毎年6月から翌年5月までの間、毎月の給与から差し引いて納める方法です。

(年金特別徴収)

65歳以上の老齢基礎年金等の公的年金受給者で、一定の要件に該当する方が、年金所得に対する税金を年金から差し引いて納める方法です。

国民健康保険税

保険税は、国民健康保険を運営するための重要な財源です。

保険税の算定方法は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で構成されており、それぞれ所得や世帯の加入者数に応じて算出された所得割、平等割(一世帯当たりの定額)、均等割(加入者一人当たりの定額)の合計額となり、世帯単位で計算されます。ただし、介護納付金分は介護保険第2号被保険者(40～64歳の人)についてのみ算定します。

(※所得割額の算出について、基礎控除は43万円です。)

なお、この保険税は国民健康保険に加入している世帯の世帯主に対して課税されます。世帯主本人が国民健康保険に加入していなくても、世帯内に加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。

▶▶保険税の納付

7月から翌年3月までの計9回の納期に分けて納付していただきます。定められた納期限までに納税がない場合には延滞金が増加され、納税が遅くなるほど延滞金がかさんで負担が大きくなります。納期内に納められなくなった場合は、税務係まで納税相談にお越しください。支払方法などの相談をお受けします。なお、特別な事情がなく滞納すると、保険証の交付が受けられなくなる場合があります。

◆年度の途中で加入または脱退した場合は月割で計算となります。(加入月分は1ヶ月分課税し、脱退月分は課税しません。)

◎納付方法は次の2通りです。

❖普通徴収

納付書または口座振替により納付していただきます。納期は9回(7月から翌年3月までの毎月末)です。

❖特別徴収(年金からの天引き)

次の条件のすべてに該当する世帯は、特別徴収の対象となります。

①世帯主が65歳以上の国民健康保険加入者であり、世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満で構成される世帯であること。

②世帯主が年額18万円以上の公的年金受給者であること。

③介護保険料が特別徴収の対象者で、国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えていない方であること。

※特別徴収を希望されない方は、事前に申し出を行うことにより、年金からの天引きを中止し、**口座振替の方法により納付していただくことができます。**(どちらの方法でも納付していただく保険税額に変わりはありません。)希望される方はお申し出ください。なお、特別徴収で差し支えない場合は手続きの必要はありません。



税金

▶ 保険税の軽減

❖ 均等割・平等割の軽減

国民健康保険税には低所得者に対する軽減制度があり、世帯主とその世帯の国民健康保険加入者全員の総所得の合計が一定基準以下であれば、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の均等割額及び平等割額が軽減されます。ただし、世帯主及び世帯内の国民健康保険加入者全員の所得が申告されていないと、保険税軽減の対象かどうか判断ができないため、軽減対象の所得の範囲内であっても軽減の適用はされませんので、忘れずに所得の申告をしてください。

❖ 非自発的失業者の軽減

やむを得ない理由により離職し、ハローワークで認定を受けた方(離職日時点で満65歳未満の方に限ります。)の国民健康保険税が軽減されます。

軽減を受けるには届出が必要ですので、**雇用保険受給資格者証と印鑑**を持参のうえ、役場健康推進課国保年金係の窓口までお越しください。

🌸 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に固定資産をお持ちの人に課される税金です。

▶ 固定資産

固定資産とは、土地、家屋、償却資産を総称したもので、次のようなものをいいます。

土地	田、畑、宅地、山林など
家屋	住宅、倉庫、店舗、工場など
償却資産	構築物、機械・装置、船舶・航空機、車両・運搬具、工具・器具備品などの事業用の資産

▶ 納税義務者

固定資産税の納税義務者は、原則としてその固定資産の所有者で、下記のとおりです。

土地・家屋	登記簿又は土地・家屋(補充)課税台帳に所有者として登記または登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

▶ 価格(評価額)

固定資産の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて決定された価格で、固定資産課税台帳に登録されたものです。

土地・家屋の価格は、3年ごとに評価替え(価格の見直し)を行います。

償却資産の価格は、毎年、申告に基づいて決定します。

▶ 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。

ただし、課税標準の特例措置などが適用される場合は、その課税標準額はそれらの措置が適用された後の額となり、登録された価格よりも低く算定されます。

▶ 免税点

町内に同一人が所有する固定資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

▶ 税額の算出方法

課税標準額 × 税率(1.5%)

▶ 納税の方法

5月、7月、9月、11月の4回の納期に分けて納税していただくことになっています。

▶ 償却資産の申告

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の資産状況を1月31日までに申告していただくことになっています。

▶ 縦覧制度

縦覧とは、納税者の方が他の土地や家屋の価格との比較により、資産の価格の適正さを判断できるよう、町内で課税されているすべての土地又は家屋の価格が記載されている縦覧帳簿をご覧いただくことができる制度です。

通常毎年4月1日から最初の納期限までの間、住民生活課税務係内で行っています。

🌸 都市計画税

都市計画税は、道路や公園整備などの都市計画事業の費用に充てるために、目的税として課税されるもので、毎年1月1日(賦課期日)現在に都市計画区域内に土地や家屋をお持ちの人に固定資産税と併せて課される税金です。

納税の方法については、5月、7月、9月、11月の4回の納期に分けて、固定資産税と併せて納めていただくことになっています。

▶ 税額の算出方法

課税標準額 × 税率(0.1%)

🌸 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車や原動機付自転車などを所有している人に課税されます。

▶ 税額

車種、排気量により計算されます。排ガス・燃費性能の基準によるグリーン化特例や登録年数により税額が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

▶ 申告

軽自動車を取得した方、名義を変更する方、廃車にする方は、次の窓口で申請手続きを行ってください。

車種	お問い合わせ・手続場所
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 ミニカー	住民生活課 税務係 TEL64-1106
軽自動車 (4輪 660cc以下)	軽自動車検査協会 TEL050-3816-1846
軽二輪・小型二輪 (125ccを超えるもの)	和歌山運輸支局 TEL050-5540-2065

▶ 原動機付自転車、小型特殊自動車、ミニカーの申請に必要な書類等

申請区分	手続に必要なもの
廃車	ナンバープレート
登録	販売証明書または廃車証明書、車名・車台番号・排気量のわかるもの、新所有者の印鑑
名義変更	譲渡証明書、標識番号・車名・車台番号・排気量のわかるもの、新旧所有者の印鑑

▶ 納税義務者

町内に事務所や事業所などがある法人等は、履歴事項全部証明書や定款等を添付した法人設立・開設申告書を町へ提出し、事業年度終了後、原則として2ヶ月以内に、「均等割額」と「法人税割額」を算出し、申告・納税を行う義務があります。

▶ 法人税割と均等割

❖ 法人税割

法人等の収益に対して課税される税金で、法人税額を課税標準として税額を算出します。課税標準額と資本などの金額を基準に税率が定められています。2つ以上の市区町村に事務所等がある法人等は、従業員数であん分した法人税額を課税標準とします。

❖ 均等割

法人等の規模に応じて課税される税金で、資本金の金額や従業員数によって税率が定められています。所在期間が1年間に満たない場合は、月割であん分して税額を算出します。

区分	資本等の金額	当町の従業者数	年税額
1	1千万円以下または、法人でない社団等	50人以下	50,000円
2		50人超	120,000円
3	1千万円を超え1億円以下である法人	50人以下	130,000円
4		50人超	150,000円
5	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円
6		50人超	400,000円
7	10億円超の法人	50人以下	410,000円
8	10億円を超え50億円以下の法人	50人超	1,750,000円
9	50億円超の法人	50人超	3,000,000円

▶ 納付場所

湯浅町役場 1階出納室
 紀陽銀行、きのくに信用金庫、ありだ農業協同組合、近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会
 ※PayPay、PayB、LINE Payでもご納付いただけます。
 ※納付書の金額が30万円未満の場合は、コンビニエンスストアでもご納付いただけます。

▶ 督促状の発付

納期限までに完納されない場合は督促状が発付されます。この場合、条例の規定により1通につき100円の督促手数料が加算されます。

▶ 延滞金の計算方法

納期限までに完納されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、税額に対して延滞金がかかります。

▶ 納付相談

災害や疾病等やむを得ない理由により納期限までに納付できない方は、住民生活課税務係までご相談ください。

▶ 口座振替

口座振替をお申込みされますと、預貯金口座からの自動振替が可能です。また、一度手続きをするだけで毎年継続されますので納め忘れの心配がなくなります。納付のために金融機関や役場窓口へ出向く手間が省けるため、日頃忙しい方や昼間に窓口へ行く時間のない方には特に便利です。ぜひご利用ください。

❖ 取り扱い税目

個人町民税(普通徴収)、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

❖ 取り扱い金融機関

紀陽銀行、きのくに信用金庫、ありだ農業協同組合、近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

❖ 申込み窓口

上記金融機関の窓口にてお申込みできます。預貯金通帳、通帳届出印、納税通知書をご用意ください。

❖ 振替開始日

毎月末までにお申込みされますと、翌月末分からの振替が可能です。



税金に関する証明書について

- ◆ 証明書の交付を請求できるのは、原則として次の方に限られます。
 - ・ 本人(相続人、納税管理人を含みます。)
 - ・ 同一世帯の親族で、本人から依頼のあったと認められる方(固定資産税に関する証明書は除きます。)
 - ・ 本人の委任状を持参した方

証明書の種類	証明内容等	手数料	
所得・課税証明書 非課税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税年度の前年分(1月1日から12月31日までの間)の所得額、控除対象配偶者の有無、扶養人数、社会保険料等各種控除額(内訳、合計)、税額が記載されます。 ・ 証明書は、毎年1月1日現在(賦課期日)、湯浅町に住居登録をされている方が取得することができます(申告書または給与支払報告書や年金支払報告書の提出がある方に限ります。) 当該年度が非課税の場合は「非課税証明書」の発行となります。	1件300円	
固定資産評価証明書 (土地・家屋)	【土地】 土地の所在地、地目、地積、評価額、所有者等が記載されます。 【家屋】 家屋の所在地、種類、構造、床面積、評価額、所有者等が記載されます。	1件300円	
固定資産公課証明書 (土地・家屋)	【土地】 土地の所在地、地目、地積、評価額、課税標準額、年税相当額、所有者等が記載されます。 【家屋】 家屋の所在地、種類、構造、床面積、評価額、課税標準額、年税相当額、所有者等が記載されます。	1件300円	
住宅用家屋証明	所有権保存または所有権移転登記をしようとする居住用建物が登録免許税の軽減対象に該当する旨を証明します。	1件300円	
納税証明書	(車検用を除く)	・ 1年度1税目ごとに証明します。年税額、納付済額、未納状況等が記載されます。	1件300円
	(車検用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽自動車の車検を受けるときに必要な証明書です。 ・ 軽自動車税について滞納がないことを証明します。 ・ 登録して間もないときは車検証をご持参ください。 	無料
	(申告用)	・ 国民健康保険税は社会保険料控除として適用できます。その際ご利用いただく証明書を発行します。	無料
	(完納用)	・ 納期限の到来している町税(法人町民税、町・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)に滞納がないことを証明します。	1件300円
営業証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人登録時の申告内容、個人の営業申告の内容を証明します。 ・ 法人・事業所の名称、本店所在地、町内所在地(事業所住所)等が記載されます。 	1件300円	

町税の納付に関すること

▶ 納税カレンダー

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税目												
個人町民税・県民税(普通徴収)			1期		2期		3期		4期			
個人町民税・県民税(給与特別徴収)	毎月の納期限は徴収月の翌月10日											
個人町民税・県民税(年金特別徴収)	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
固定資産税		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税		全期										
法人町民税	納期限は事業終了日の2ヶ月後											
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

- ・ 個人町民税・県民税(普通徴収)は、納税義務者が納付書や口座振替により納税を行う方法です。
- ・ 個人町民税・県民税(給与特別徴収)は、給与の支払時に給与支払者が税額を差し引き、代わりに納める方法です。
- ・ 個人町民税・県民税(年金特別徴収)は、年金の支給時に年金支払者が税額を差し引き、代わりに納める方法です。
- ・ 納期限は各納付月の末日です。月末の日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に繰り越されます。





産業

産業

問 産業建設課 産業係 ☎64-1124(内線253)

鳥獣害対策

▶サル・イノシシ・シカ用の防護柵(ワイヤーメッシュ柵・電気柵等)を設置する場合

- ❖対象者 各集落単位の農業者団体
- ❖事業内容 国庫事業 資材経費の定額補助
県単独事業 資材経費の2/3を補助

▶アライグマの被害で困っている場合

- ❖対象者 アライグマを見かけた方、アライグマによる農作物に被害がある方
- ❖事業内容 町の方でアライグマ用捕獲檻を貸し出します。(1ヶ所につき1基、2週間程度)捕獲檻にアライグマがかかった場合、産業建設課までお知らせください。

農地の貸借・権利移動・転用等

問 湯浅町農業委員会事務局 ☎64-1124

▶農地の貸し借りをしたい場合

- ❖対象者 農地を貸したい方
農地を借りたい方
- ❖事業内容 農地法による農地の貸借(権利の設定)については農業委員会の許可が必要です。産業建設課内農業委員会事務局までお問い合わせください。また、条件によっては農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画による貸借期間を設定することにより貸し借りができるようになります。

▶農地を農地以外(転用)にしたい場合

- ❖対象者 農地を転用したい方
- ❖事業内容 農地を農地以外にするには農地法による農業委員会の許可が必要です。産業建設課内農業委員会事務局までお問い合わせください。

新規就農される方への支援

- ❖対象者 独立自営就農時の年が原則49歳以下の方
- ❖事業内容 自ら作成した経営開始計画(5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画)に即して主体的に農業経営を行う者に対して国から給付金を支給。

山林の樹木の伐採

▶所有している山林の樹木を伐採したい場合

- ❖対象者 樹木を伐採される方
- ❖事業内容 森林計画区域内の樹木を伐採する場合は伐採届を提出してください。
※森林計画区域内外の確認は産業建設課までお問い合わせください。

商工

問 ふるさと振興課 商工観光係 ☎64-1112

新たな特産品等の開発支援

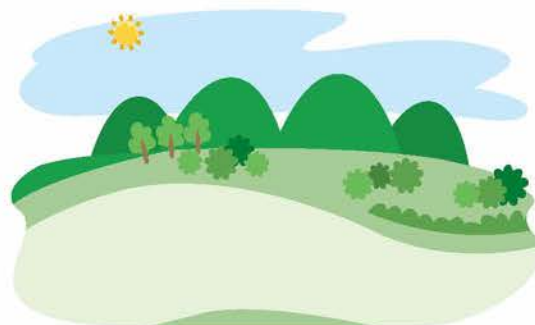
町の魅力を発信できる新たな特産品等の開発を支援します。

- ❖補助金の交付額 10分の10(上限50万円)
補助金の活用には申請が必要です。事前にご相談ください。

起業の支援

町内で新たに起業する方を対象に支援します。

- ❖補助金の交付額 10分の10(上限100万円)
補助金の活用には申請が必要です。事前にご相談ください。



産業



教育・文化・生涯学習

就学・就園に関する補助

問 教育委員会 教育総務係 ☎63-1111

就学援助

就学援助とは、経済的理由により就学が困難な児童または生徒の保護者に対し、お子さまの学校生活に必要な費用の一部を湯浅町が援助する制度です。就学援助は保護者の申請に基づき、世帯全体の前年所得額を基準として湯浅町教育委員会が判定します。

項目	適用	
	要保護者	準要保護者
援助を受けることができる方	生活保護を受けている方	教育委員会が認定基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた方
援助の内容	修学旅行費	小学校:学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、PTA会費、学校給食費、卒業アルバム費 中学校:学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費、体育実技用具費、学校給食費、卒業アルバム費
援助を受ける手続きは	就学援助費受給申請関係書類に必要事項を記入し、学校へ提出してください。提出された書類を元に、教育委員会が審査し判定します。認定結果は後日、文書にてお知らせします。昨年援助を受けた方も提出してください。	

特別支援教育就学奨励制度

特別支援教育就学奨励制度とは、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に特別支援教育就学奨励費を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の就学を奨励することを目的としています。

項目	適用
奨励費を受けることができる方	湯浅町に在住し、公立の小・中学校の特別支援学級に在級する児童生徒の保護者で世帯の収入が基準以下の方
奨励費の内容	次の経費のうち定められた額: 学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費
援助を受ける手続きは	特別支援教育就学奨励費申請関係書類に必要事項を記入し、学校へ提出してください。提出された書類を元に、教育委員会が審査し判定します。認定結果は後日、文書にてお知らせします。昨年援助を受けた方も提出してください。

通学区域

問 教育委員会 教育総務係 ☎63-1111

通学区域並びに学校指定

湯浅町では、湯浅町立の小学校及び中学校において、通学区域を定めるとともに、その区域における学校指定を行っています。

学校の指定は、保護者の住所に属する通学区域となります。

湯浅町通学区域

学校名称	通学区域
湯浅小学校	湯浅
	別所
	青木(行政区山田区を除く)
	栖原(行政区方津戸・横田・方津戸団地地区)
山田小学校	吉川(横田区)
山田小学校	山田
田栖川小学校	栖原(行政区方津戸・横田・方津戸団地地区を除く)
田栖川小学校吉川分校	吉川
田村小学校	田
湯浅中学校	町内全域

湯浅町内の各種教室

問 教育委員会 社会教育係 ☎63-1111

湯浅町では各種教室を開いています、参加ご希望の方は、教育委員会 社会教育係まで(TEL63-1111)。

途中からの参加もできますので、お気軽にお問い合わせください。

教室名	開催日	時間
点字教室	毎月 第2 金曜日(6月~3月)	13時00分~

※4月、8月はお休みになります。

教室名	開催日	時間
生花教室	毎月 第1・第3・第5水曜日	11時00分~
編み物教室	毎月 第1・第3 木曜日	13時30分~
手芸教室	毎月 第2・第4 月曜日	13時30分~
パッチワーク教室	毎月 第2・第4 木曜日	13時30分~
着装教室	毎月 第1・第3 金曜日 ※7月・8月・9月はお休みになります。	13時30分~
茶道教室	毎月 第2・第4 土曜日	13時30分~
パステル画教室	毎月 第3 水曜日	19時00分~

文化財に関する届出

問 教育委員会 歴史文化財係 ☎64-1128(内線270)

伝統的建造物群保存地区

北町・北鍛冶町・北中町・北浜町の一部(約6.3ha)は、国の重要伝統的建造物群保存地区となっています。

地区内で、外観の変更を伴う行為(新築・増改築・除却・色の変更等)を行う場合は許可が必要です。

また、伝統的建造物の修理等には補助金があります。詳しくは教育委員会歴史文化財係までお問い合わせください。

周知の埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財包蔵地において、地面の改変が行われる土木工事等を行う場合は、事前に届出等が必要です。詳しくは教育委員会歴史文化財係までお問い合わせください。

周知の埋蔵文化財包蔵地は、和歌山県地理情報システムでも確認できます。

URL: <https://www2.wagmap.jp/wakayamaken/Portal>



図書館

名称	湯浅町立図書館
所在地	湯浅町湯浅1075番地9
登録	日本国内にお住まいの方ならどなたでも登録し、本を借りることができます。
貸出	1人10冊以内、期間は2週間
開館時間	9時～21時
休館日	毎月月末の金曜日(館内整理日) 年一回蔵書点検期間(5日間程度) 12月29日～1月3日(年末年始)

施設を借りるには

問 教育委員会 社会教育係 ☎63-1111
えき蔵図書館係 ☎62-2280

社会教育施設

社会教育施設の中で借りることができるのは、次の施設です。

※利用申請は教育委員会(TEL63-1111)へお申込みください。

※利用料金については、教育委員会ホームページをご覧ください

▶公民館

名称	名称	所在地
田区民センター	会議室、調理実習室	湯浅町田369-5番地
吉川公民館	第1,第2研修室、和室、調理実習室	湯浅町吉川269番地
山田公民館	第1,第2研修室、和室、調理実習室	湯浅町山田1334番地2
いきいきふれあい館	研修室、親子サロン室、実習室、多目的室、調理室	湯浅町湯浅2276番地2

▶教育集会所

※利用申請は教育委員会(TEL63-1111)までお願いします。

名称	室名	使用料(税別)			所在地
		9時00分～12時00分	13時00分～17時00分	18時00分～22時00分	
方津戸教育集会所	会議室	2,000円	3,000円	3,000円	湯浅町栖原109番地41
宮西教育集会所	会議室	2,000円	3,000円	3,000円	湯浅町湯浅1819番地3

▶湯浅えき蔵

※利用申請は教育委員会又は町立図書館までお願いします。

室名	使用料:1時間(税別)	所在地
会議室1	500円	湯浅町湯浅1075番地9(湯浅えき蔵3階)
会議室2	500円	湯浅町湯浅1075番地9(湯浅えき蔵3階)
会議室3	500円	湯浅町湯浅1075番地9(湯浅えき蔵3階)
地域交流センター	1,500円	湯浅町湯浅1075番地9(湯浅えき蔵3階)

❖利用時間 9時～21時

▶旧町立図書館 2階

※利用申請は図書館(TEL62-2280)へお申込みください。

室名	使用料:1時間(税別)	使用時間	所在地
交流室(和室)	500円	9時～21時	湯浅町湯浅1982番地
談話室・学習室	300円	9時～21時	

※冷暖房使用の場合は、上記使用料の3割増しとなります。

❖割増料金およびその他貸出条件があります。詳しくは教育委員会又は町立図書館へお問い合わせください。



教育・文化・生涯学習

🌿 体育施設

体育施設の中で借りることができるのは、次の施設です。

▶ 体育館

❖ 施設利用について

施設使用予約を希望される場合は、利用者登録をしてください。(初回のみ、教育委員会窓口でご登録ください)。利用者登録を行わないと予約ができません。

体育施設使用の予約は、インターネットまたは教育委員会窓口で行ってください。

詳しくは、教育委員会(TEL63-1111)までお問い合わせください。

❖ 予約の受付期間とキャンセルについて

予約の受付期間は、利用日の2ヶ月前(例:9月中の利用の場合は7月1日から可)から7日前までになります。但し、予約受付期間前に日程・会場等を決定する必要(協会・連盟等が主催する大会など)がある場合は、関係書類を持参の上教育委員会まで御相談ください。

予約の取り消し(キャンセル)は、3日前までをお願いします。

教育委員会の予約承認後は、Web上での取り消しはできませんので、来庁又は電話により御連絡ください。なお、それ以降の取り消しは使用料が発生する場合があります。

また、取り消しが多発する利用者(団体)については、施設の利用を制限させていただくことがあります。

名称	所在地
湯浅スポーツセンター	湯浅町湯浅2435番地1
町民体育館	湯浅町湯浅1546番地
田体育館	湯浅町田369番地5

▶ 湯浅城公園

以下の施設の利用につきましては、湯浅城(TEL63-6688)に委託しておりますので、そちらにお問い合わせください。

名称	所在地
なぎの里球場	有田川町熊井694番地1
町民グラウンド	有田川町熊井714番地4
町民多目的広場	有田川町熊井726番地9、726番地25
テニスコート場	有田川町熊井711番地、726番地3
ゲートボール場兼多目的スポーツ施設	有田川町熊井719番地1

🌿 学校教育施設

学校教育施設の中で借りることができるのは、次の施設です。

※利用申請は学校の方へお申込みください。

▶ 学校施設

名称	所在地	電話番号
湯浅小学校	校庭、講堂 湯浅町湯浅1570番地	63-6501
山田小学校	校庭、屋内運動場 湯浅町山田1920番地	62-2064
田栖川小学校	校庭、屋内運動場 湯浅町栖原1384番地	62-2270
田栖川小学校吉川分校	校庭 湯浅町吉川938番地2	63-1887
田村小学校	校庭 湯浅町田359番地	63-4329
湯浅中学校	校庭、柔剣道場 屋内運動場 (アリーナ、卓球場、舞台、ミーティングルーム) 湯浅町湯浅1815番地	63-5531





行政情報

広報・ホームページ

問 政策企画課 秘書広報係 ☎63-2552(内線213)

🌿 広報ゆあさ

町の施策や各課からのお知らせ、まちの話題などを掲載して、毎月1回(1日)発行しています。

🌿 声の広報

目の不自由な方のために、ボランティアグループ『ともしび』の皆さんが、CDに録音した「声の広報」を作成しています。ご利用の方はご連絡ください。

🌿 公式ホームページ

町民の皆さんや全国の皆さんに私たちのまちをもっと知ってもらおうと、公式ホームページで情報を発信しています。

各種申請様式をホームページからダウンロードすることもできます。今後も、内容を充実させていきます。

▶ 湯浅町のホームページ

<https://www.town.yuasa.wakayama.jp/>

▶ ソーシャルネットワーキングサービス

湯浅町公式アカウントでは、町民の皆さまに向けた行政情報、イベント情報などを配信しています。



LINE(ライン)



Twitter(ツイッター)

▶ テレビ和歌山地上デジタルデータ放送

テレビ和歌山地上デジタル放送市町村情報では、災害時の避難指示、避難所情報、防災無線の内容を発信しています。

<視聴方法>

- ① テレビ和歌山(5チャンネル)に合わせる
- ② リモコンのdボタンを押す
- ③ 赤ボタンまたは矢印ボタンで、画面の市町村情報を選択する

※テレビ和歌山が映らないテレビやデータ放送に対応していないテレビでは利用できません。

選挙

問 選挙管理委員会事務局 ☎63-2525

🌿 選挙権のある人

年齢が満18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上湯浅町に住所がある方は、選挙権があります。

🌿 投票できない人

選挙権があっても、本町の選挙人名簿に登録されていない方は本町で投票できません。また、公民権を停止されている方は投票できません。

🌿 選挙人名簿の登録

選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に基づいて行います。転入、転出、転居その他の異動をされたときは、湯浅町役場へ届け出てください。

🌿 選挙人名簿抄本の閲覧

選挙人名簿抄本は、町選挙管理委員会事務局において、公職選挙法の規定により、次のような場合に限り閲覧することができます。閲覧申請書を選挙管理委員会事務局へ提出してください。

1. 登録の有無の確認
2. 政治活動・選挙運動
3. 調査研究

▶ 定時登録

毎年3月、6月、9月、12月の登録月の1日を基準日として登録します。

▶ 選挙時登録

選挙のつど、選挙管理委員会が別に定めます。

🌿 選挙の投票は

本町の選挙人名簿に登録されていて選挙権がある方には投票所入場券を郵送により送付します。それを持って、投票所入場券に示された投票所で投票を行ってください。



投票日に投票所へ行けない方は

理由があって、投票日に投票所へ行けない場合は、公示または告示の翌日から投票日の前日までの間に、湯浅町役場で期日前投票をすることができます。

また、身体に重度の障がいがあり、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方、および介護保険上の要介護者で介護保険の被保険者証に要介護5と記載されている方は、郵便等投票証明書の交付を受ければ、郵便等による不在者投票をすることができます。

選挙の投票時間

投票時間は7時から19時まで、期日前投票の時間は、8時30分から20時までです。

在外選挙制度

▶ 国外に住んでいても投票ができます

在外選挙制度とは、外国に3ヶ月以上住んでいる方に、選挙権を認めた制度です。

❖ 対象選挙

国政選挙のみ(衆議院議員、参議院議員選挙)

❖ 対象者

18歳以上の日本国民で、自分の住所を所轄する領事館の所轄区域内に3ヶ月以上住所のある方

※ただし、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を所持している方のみ

❖ 在外選挙人名簿に登録するために

原則として国内の最終住所地の選挙管理委員会に登録申請をする必要があります。申請方法は次の2種類です。

①所轄の在外公館の窓口で行う。

②最終住所地の市町村の選挙管理委員会に対して行う。
※在外選挙人名簿に登録されると、在外選挙人証が交付されます。

❖ 投票

原則として、選挙期日の5日前までに、在外公館でおこなうことができます。この際、在外選挙人証を提示する必要があります。なお、在外公館へ出向くことが困難な地域に住んでいる方は、郵便による投票もできます。また、在外選挙人名簿がある市町村で、帰国により投票することもできます。

※詳しくは、湯浅町選挙管理委員会または住所地の大使館等へお問い合わせください。

明るくきれいな選挙を推進するために

政治家や候補者等が選挙区内でお祭りなどの催し物に寄付をしたり、結婚や出産のお祝いなどを有権者に贈ることは、法律で固く禁止されています。ルールを守り、明るくきれいな選挙を進めましょう。

情報公開・個人情報保護制度

問 総務課 総務係 ☎63-2525

情報公開制度とは

町民の皆さんが、自らの「知る権利」のもとに、町の保有する公文書(文書、写真、電子データ等)の公開を町に求めることができる制度です。

皆さんから開示請求を受けた場合は、町は原則として公文書を公開しますが、法令などで開示が禁止されている情報や、個人に関わる情報など開示できない情報もあります。

個人情報保護制度とは

町の保有する自身の個人情報を、町民の皆さんが、開示、訂正および削除する権利を保障するとともに、個人の尊厳の確保と町民の基本的な人権を擁護するため、個人情報の取り扱いに関して必要な事項を定めた制度です。

❖ 請求できる人

本人であれば、誰でも請求できます。ただし、本人認証が必要ですので、本人確認のできるもの(運転免許証など)をご持参ください。

❖ 請求できる内容

- 自分に関する個人情報の開示の請求
- 開示された自分に関する個人情報に誤りがあると思われるときは、訂正の請求
- 開示された自分に関する個人情報が、適正な取り扱いをされていないと思われるときは、利用停止の請求

※費用

どちらの制度も、請求にかかる手数料は無料ですが、写しの交付は、実費を負担していただきます。

行政相談

問 総務課 総務係 ☎63-2525

総務省の行政相談は、公正・中立の立場から、行政などへの苦情や意見、要望を無料で受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に活かす仕組みです。無料で相談でき、秘密は固く守られます。

相談員は、総務省より委嘱を受けた民間有識者の方にボランティアで行っていただいています。

毎月第3水曜日13時30分から開催しています(広報ゆあさ巻末カレンダーをご参照ください)。

消費者相談

問 ふるさと振興課 商工観光係 ☎64-1112

専門相談員が対面で消費者相談をお受けします。「電話では伝えにくい」「直接資料を見ながら説明したい」などの際にご利用ください。

相談は無料で予約不要です。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら、ひとりで悩まずお気軽にお越しください。

毎週火曜日(土日祝日を除く。)13時~16時
※広報ゆあさ巻末カレンダーをご参照ください。



湯浅町ふるさとまちづくり寄附金(ふるさと納税)

問 ふるさと振興課 ふるさと納税推進係 ☎63-2110

▶概要

歴史と自然に満ちた豊かなまち、次世代につながる住みよいふるさとづくりを進めるため、「湯浅町ふるさとまちづくり寄附金」(ふるさと納税)制度を設けております。

本寄附は、寄附者が希望する下記の事業に活用させていただきます。

1. 歴史的文化財の保全及び活用
2. 安心安全のまちづくり推進
3. 特色ある産業を活かしたまちづくり
4. その他 湯浅町の発展に寄与する事業

また、寄附金の「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感して頂いた方からのご寄附(GCF)も随時募集しております。

※GCFとは、ガバメントクラウドファンディングの略称です。

▶寄附の手続き

1. 寄附申込書の提出…申込書は湯浅町ホームページからダウンロードできます。もしくは郵送にて送付させていただきますので、ご連絡ください。
2. 受付の際、送金方法をご案内いたします。
3. 金が確認でき次第、受領証明書を郵送させていただきます。(確定申告などにより寄附金控除が受けられます。証明書は大切に保管願います。)

▶お礼の品

5,000円以上ご寄附して頂いた方(町外在住の方に限る。)に特産品等をお送りしております。

人権相談・啓発

問 人権推進課 人権係 ☎64-1126
総合センター係 ☎63-4152

町民一人ひとりの人権が尊重される「人権尊重のまちづくり」をめざし、様々な人権相談に応じる窓口を設置しています。

また、町人権尊重委員会と連携し、人権問題に関する啓発活動等に取り組んでいます。

総合センター・文化会館

問 人権推進課 総合センター係 ☎63-4152

人権啓発、住民交流、地域福祉等、各種行事や教室、活動の場としてご利用ください。

各種教室を開催しています。詳しくは広報ゆあさ、かいらん等でご確認ください。

総合センター窓口では、住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、非課税証明書の発行も行っています。

名称	施設概要	開館時間	休館日	所在地	TEL・FAX
総合センター	老人憩いの間、集会室、体育室、学習室など	平日8時30分-21時 土曜日 9時-12時	日曜日、祝日、年末年始 (12/29-1/3)	湯浅町湯浅 2707番地1	TEL63-4152 FAX63-3792
宮西文化会館	デイサービス室、和室、洋室など	平日9時-17時 (12時-13時を除く) 第1・3土曜日 9時-12時	(左記開館日を除く) 土曜日、日曜日、祝日、 年末年始 (12/29-1/3)	湯浅町湯浅 1696番地1	TEL63-5761
横田文化会館		平日9時-17時 (12時-13時を除く) 第2・4土曜日 9時-12時	(左記開館日を除く) 土曜日、日曜日、祝日、 年末年始 (12/29-1/3)	湯浅町栖原6	TEL63-6085
野下・出水文化会館		平日9時-17時 (12時-13時を除く) 第1・2土曜日 9時-12時	(左記開館日を除く) 土曜日、日曜日、祝日、 年末年始 (12/29-1/3)	湯浅町湯浅 2123番地7	TEL63-6315

湯浅町めくもりふれあいセンター

問 ☎23-7799(湯浅町湯浅2708番地1)
人権推進課 総合センター係 ☎63-4152

NPO法人により、生活就労相談、地域ふれあいサロン(毎週火曜日)の運営を行っています。





議会の役割

町議会は、条例や予算・決算、契約など、町の重要な事項について、議決の形で意思決定を行うことを主な役割としています。

このほか、執行機関の行財政の運営や事業の実施または事務処理が適法・適正になされているか、監視の役割を果たすことも大切な役目となっています。

議会運営の流れ

年4回(おおむね3月、6月、9月、12月)に開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

町議会で行われる会議には、本会議と委員会があります。

▶本会議

町長から提出される議案などを審議し、町議会の最終的な意思を決める会議です。また、各定例会では、議員が町の施策の状況や方針などについて質問したり意見を述べる「一般質問」が行われます。

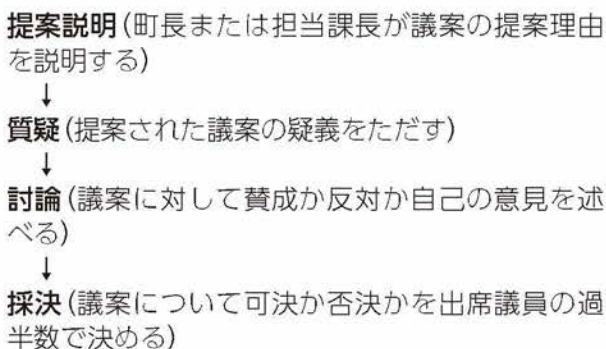
▶委員会

議会の最終的な決定は本会議で行われますが、案件を効果的、専門的に審査するために委員会が設けられています。

委員会には常に設置されている「常任委員会」と必要に応じて設置される「特別委員会」、議会の円滑な運営を図るための「議会運営委員会」があります。

議案審議(審査)の順序

(1)湯浅町議会の本会議での議案審議は、おおむね次の順序で行われます。



(2)湯浅町議会の委員会での議案審査は、おおむね次の順序で行われます。



請願・陳情

請願・陳情は、地方公共団体の議会に対して要望等を行うもので、だれでも提出することができます。

請願しようとする方は、請願書を湯浅町議会議長あてに提出してください。ただし、請願には1人以上の議員の紹介が必要です。

陳情は、請願に準じて行ってください。陳情に紹介議員は必要ありません。

なお、書式は、議会事務局にお問い合わせください。

傍聴

▶本会議の傍聴

本会議は一般に公開されており、役場3階の議場傍聴席でだれでも傍聴することができます。

▶傍聴規則(抜粋)

1. 議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
2. はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと
3. 飲食または喫煙をしないこと
4. 携帯電話等の情報通信機器類の電源を切ること

▶委員会の傍聴

委員会の傍聴は、本会議とは異なり委員長の許可を必要とします。傍聴を希望される方は事前に議会事務局までお申し出ください。



生活ガイドINDEX

生活ガイドでは、暮らしに役立つ情報を掲載しています。

身近な
医療機関がわかる

医療機関 ガイド



▶ 湯浅町の身近な
医療機関リスト 56

▶ 湯浅町商工会 57

▶ 健康マップ 58

▶ リフォームの基礎知識 60

▶ 「空き家」放置して
いませんか? 61

▶ 葬儀・お墓・
仏壇仏具について 62

▶ 湯浅町で味わうグルメ 64

日々の生活に
役立つ

暮らしの 知識



※地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載
いただきました施設の情報のみ表示しています。





湯浅町の身近な医療機関リスト

湯浅町の身近な病院・医院(有田医師会)

令和4年5月末現在

名称	所在地	電話番号
澳内科医院	湯浅町湯浅1054-1	0737-62-3649
小野田クリニック	湯浅町湯浅1917-1	0737-65-1616
児島医院	湯浅町湯浅686	0737-62-2066
ごとうクリニック	湯浅町湯浅3163	0737-64-0101
済生会有田病院	湯浅町吉川52-6	0737-63-5561
芝崎眼科	湯浅町湯浅1633-1	0737-65-3400
耳鼻咽喉科 ごとう医院	湯浅町湯浅128-2	0737-63-3838
橋本胃腸肛門外科	湯浅町湯浅1749-3	0737-62-2226
平山内科皮膚泌尿科	湯浅町湯浅459	0737-63-1103
吉村内科医院	湯浅町湯浅690	0737-63-4666

湯浅町の身近な歯科医院(有田歯科医師会)

令和4年5月末現在

名称	所在地	電話番号
上田歯科	湯浅町湯浅2832-3	0737-63-1235
大谷歯科	湯浅町湯浅1291-19	0737-63-5727
大橋歯科・矯正歯科	湯浅町湯浅1267	0737-63-6480
さかい歯科	湯浅町湯浅962	0737-64-1714
ながたに歯科	湯浅町湯浅1456-8	0737-63-4182
やまだ歯科クリニック	湯浅町湯浅2318-1	0737-63-6222

湯浅町の身近な薬局・薬店(有田薬剤師会)

令和4年5月末現在

名称	所在地	電話番号
アリダ薬局 湯浅店	湯浅町湯浅905-3	0737-63-6007
小野田薬局	湯浅町湯浅968	0737-62-2324
かもめ薬局	湯浅町湯浅135-10	0737-65-2280
そまの薬局	湯浅町湯浅935-1	0737-65-3012
村田薬局	湯浅町湯浅1148	0737-62-3218





商工会とは

商工会は、主として町村における商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、法律に基づき設立された「特別認可法人」です。商工会は、全国の市町村の1700余りに設立されており、商工業者の経営支援や地域の活性化を図るための様々な活動を行っています。商工会は、経営改善普及事業と地域総合振興事業を行っています。

経営改善普及事業

商工会が行っている「経営改善普及事業」とは、小規模企業の経営や技術の改善発達を図るための事業で、経済産業大臣の定める資格を持つ経営指導員などが、金融・税務・経営・労務などの相談や指導に従事するとともに、商店街の近代化や村おこし事業など、地域の活性化のために様々な取り組みを行っています。

この事業には、国と都道府県の補助金が交付されており、秘密厳守、原則無料にて相談指導にあたっていますので、安心してご相談ください。

※ここでいう「小規模事業」とは、商工会法で定められている商工業者で、常時使用している従業員が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人)以下のものをいいます。

地域総合振興事業

商工会は、地域の「総合経済団体」また中小企業の「指導団体」として、豊かな地域づくりと商工業の振興のために、様々な地域振興事業に取り組んでいます。

●魅力ある「まちづくり」の推進

大型店の影響・空き店舗対策や消費者ニーズの多様化など、地域や業界が抱えるさまざまな課題を調査・研究するなどし地域の声を要望・提言として掲げ、行政に働きかけその実現に努めています。そして魅力ある「まちづくり」の牽引役として地域固有の歴史文化や資源を掘り起こし、地域経済の向上をめざし商業・観光等の活性化を推進いたします。

商工会の事業活動

経営指導

経営のことでお悩みの方みなさまに対し、窓口にて経営指導員や記帳専任職員が適切なアドバイスを行っています。

その他にも、定期的にみなさまの地域を回る巡回指導も行っています。

また、法律や税金などの専門家がみなさまのご相談を承りますので、気軽に商工会にご相談ください。

経理・税務

税金の各種控除を知りたい、青色申告制度ってなに？など、みなさまのお悩みに対し、帳簿のつけ方から決算、申告の仕方まで適切なアドバイスを行っています。

決算や申告期には、税理士の資格を持った方々が、みなさまの専門相談員として無料の税務相談に応じています。

金融相談

商工会では、みなさまの経営をより安定、向上させるために、金融や信用保証に関する相談や斡旋などを行っています。

事業資金にお悩みの方は、気軽に商工会にご相談ください。

共済・年金・保険制度

商工会では、みなさまのため、安心、有利な各種の共済、年金、保険制度をご用意しました。

加入のご相談を承ります。

1. 商工貯蓄共済
2. 小規模企業共済
3. 特定退職金共済
4. 中小企業退職金共済
5. 火災共済
6. 自動車事故共済
7. 中小企業倒産防止共済
8. 経営者年金
9. 会員福祉共済
10. 全国商工会経営者年金



健康マップ

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

内科・糖尿病内科・皮膚科・泌尿器科・アレルギー科

平山内科皮膚泌尿科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	/
午後4:00~6:30	●	●	●	/	●	/	/

湯浅町湯浅459 ☎0737-63-1103

内科・胃腸内科・小児科

児島医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
16:30~18:30	○	○	○	×	○	×

有田郡湯浅町湯浅686
TEL:0737-62-2066 FAX:0737-63-3993
<http://www.kojimaiin.jp/>

アリダ薬局

湯浅町湯浅905-3 マツゲン湯浅店 湯浅店
**お身体が不自由な方
来局が困難な方
処方せん薬を
当日配達いたします
在宅訪問承ります。**

災害や新興感染症の発生時等に対応いたします
☎63-6007

内科・小児科・呼吸器内科・循環器内科
胃腸内科・放射線科・リハビリテーション科

吉村内科医院

診察時間	月	火	水	木	金	土
午前9時~12時	○	○	○	○	○	○
午後4時~6時30分	○	/	○	/	○	/

湯浅町湯浅690 TEL 63-4666
<http://4666.sblo.jp/>

**お身体が不自由な為
来局が困難な方
処方せん薬配達します
◆どこの病院の処方せんも受付します◆**

小野田薬局

湯浅 968 湯浅小学校西
相談無料 お気軽に
☎(0737) 62-2324



耳鼻咽喉科・アレルギー科

ごとう医院

アレルギー、甲状腺、めまいの検査します。

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
PM 3:30~7:00	○	○	○	×	○	×

●休診:木曜・土曜午後、日曜、祝日
湯浅町湯浅128-2

Tel.63-3838

内科・胃腸内科・循環器内科
呼吸器内科・放射線科・リハビリテーション科

横矢クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
午後4:00~7:00	○	○	○	/	○	/

休診日/木曜日・土曜日午後、日曜日・祝日
広川町広1518 ☎(0737)65-2333

生活ガイド

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

ここは有料広告掲載ページです



澳内科医院

内科・小児科・放射線科
糖尿病・アレルギーの治療

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM 9:00-12:00	○	○	○	○	○	○
PM 4:00-6:00	○	○	○	×	×	×

【往診可】
JR 湯浅駅前

院長 医学博士 認知症サポート医 澳 親人
☎0737(62)3649

胃腸外科・胃腸内科・肛門外科・内科・外科

橋本 胃腸肛門外科

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
PM 4:00~ 7:00	○	○	○	○	○	○

休診日 日曜・祝日、木・土曜午後

駐車場有り

有田郡湯浅町湯浅1749-3

TEL(0737)62-2226 代 FAX(0737)64-0020

■脳神経外科 ■外科 ■整形外科 ■皮フ科
■内科 ■アレルギー科 ■リハビリテーション科

医療法人 亀寿会 亀井クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
AM 9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	—
PM 4:00~ 7:00	●	●	●	—	—	—	—

有田郡有田川町熊井439-1 (有田総合庁舎から北へ300m)

☎ 0737-52-8181



Check 生活習慣病チェック

「生活習慣病」とは、生活習慣が発症や進行に大きく関係する慢性的な病気。遺伝的になりやすい人もいますが、生活習慣を見直すことでかなり予防することができます。

1 毎日朝食を食べている

4 たばこは吸わない

7 労働は1日9時間以内にとどめている

2 1日平均7~8時間は眠っている

5 定期的に運動・スポーツをしている

8 自覚的なストレスはそんなに多くない

3 栄養バランスを考えて食事をしている

6 毎日そんなに多量の酒は飲んでいない (日本酒1合以下かビール大瓶1本以下)

守っている健康習慣の数が健康習慣指数
7~8:良好 5~6:中庸 0~4:不良



生活ガイド



リフォームの基礎知識

リフォームの進め方とポイント

STEP 1 具体的な計画をたてる

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。この時点での情報収集も大切なポイントです。

Point

- 時期、期間は？ ● 予算は？

STEP 2 事業者を決める～契約する

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

Point

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

STEP 3 着工

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Point

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

STEP 4 着工後

Point

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明を受けたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

おうちの暑い・寒い・結露にお悩みの方へ

窓ガラス断熱 内窓取付 サッシ取替え
玄関取替え シャッター取付
テラス屋根 網戸取付

MADOショップ有田湯浅店
有限会社 北又建硝

湯浅町青木252
0737-63-4582



エコ、しますか？
あなたの家は
省エネ住宅ですか？

1 day Reform
たった1日・あつたじうんの
リフォーム

株式会社 紀陽ユアーズ

弊社は、お客様とのコミュニケーションを重視いたしております。「お客様のご要望・ライフスタイルをできる限りお伺いし誠実に施工を行ない夢を形にすること」こそが、弊社の目標であり何よりの喜びであります。住空間でのお悩みのことがございましたら、どのような事でもぜひお気軽にお問い合わせ下さい。

詳しくはお問い合わせ下さい。有田川町垣倉22-1
Tel:0737-52-6658

生活ガイド

創業200有余年の
信頼と実績の上に成り立つ伝統
瓦・屋根専門店

(有)浦川瓦工業

日本
なり
瓦屋根

032-2096 FAX32-4152
有田川町小川376 浦川瓦工業

雨もりしていませんか？台風に強い、
雨風に強い防災瓦にしませんか？
ぜひ、一度当店にご相談下さい。

業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。

バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを持っている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



「空き家」放置していませんか？

2015年から
施行されて
います！

知っていますか？
空き家対策特別措置法

空家の固定資産税が
最大6倍になるかも！

- ①持ち主不明の空家でも、市町村の職員による調査・立ち入りが可能になります。
- ②倒壊の恐れのある空家の所有者に対して空家の除去・修繕を命令できる他に、命令に応じなければ過料の罰則がある場合や、自治体が「代執行」で強制的に解体できる。その費用は建物所有者や相続人に請求される場合があります。

空き家を放置すると危険がいっぱい

隣地・道路への
樹木の越境

通行の妨げ

土台や柱の
腐食や亀裂

倒壊・崩落の危険

屋根瓦や外壁の
劣化やズレ

落下・飛散事故の恐れ

窓ガラスの破損や
扉の損傷

不法侵入・不法滞在

雑草の繁茂や
落ち葉の飛散

害虫・害獣の繁殖

空き家の
管理責任は
所有者に
あるにや〜！



ごみや可燃物の
放置・散乱

不法投棄・放火のリスク

う〜ん
考えてもみな
かったわ…
教えてくれて
ありがとう



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

不動産や相続にお困りの方！

古民家リノベーション/中古住宅/土地探し

遺言/遺産分割協議/相続放棄/名義変更

相続相談が多く寄せられる当社だからこそ不動産の価格交渉なども柔軟に対応！
不動産は“一生の買い物”です。納得できるお買い物のため
他社（ハウスメーカーさんなど）へ行く前にまずは当社でお勉強しませんか？

なんでも

ご相談ください！

お買得
物件情報
多数あり

FP・相続・不動産

合同会社 赤山事務所

☎0737-22-3809

有田川町上中島775-1
和歌山県知事(1)第3931号



お急ぎでない方はメールでのご相談もOK ▶ akayama.2010.1122@gmail.com



生活ガイド



葬儀・お墓・仏壇仏具について

※掲載の記事に関しましては、一般的な慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

故人の宗教に合わせた作法を

葬儀のマナー

故人を悼み、遺族への哀悼を表すために必ず焼香が行われる仏教に対して、神道では故人の霊が子孫を守る守護神となる儀式であると考え、葬儀以降の儀式にも「祭」が付きまゝ。死を「故人を神のみもとへ送る」とされるキリスト教では、祈りは神に捧げるもので、葬儀は遺族を慰め、励ますために行われます。このように宗教によって葬儀の行い方にも異なったルールがあることを知っておきましょう。

●宗教別の拝礼・不祝儀

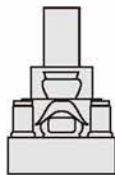
宗教別	拝礼の方法	不祝儀袋	不祝儀袋の書き方
仏教	焼香・線香・数珠	白黒や双銀の結び切りで、のしはつけない。	御仏前・御霊前 御香典・御供物料
神道	玉串奉奠・手水	双白や双銀の結び切りで、のしはつけない。	御柙料・玉串料 御神饌料・御霊前
キリスト教	献花	水引、のしはつけない。白封筒か十字架やユリの花が描かれた不祝儀袋。	御花料・御ミサ料 御霊前
無宗教	献花など	白黒の結び切りで、のしはつけない。	御花料・御霊前 などが無難

お墓の種類

現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われていゝ。鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られた、五輪塔(ごりんとう)など供養塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。

和型

最も標準的な形のお墓です。卒石(さおいし)の下に上台石(じょうだいし)、下台石(げだいし)を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石(しばだいし)を置いたり、卒石と上台の間にスリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉(こうろ)、水鉢(みずばち)、花立て(はなたて)、墓誌(ぼし)、卒塔婆立て(そとばたて)なども、必要に応じて設置されます。



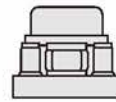
和型供養塔

現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔(ごりんとう)、多宝塔(たほうとう)、宝篋印塔(ほうきょういんとう)、無縫塔(むほうとう)などの種類があります。



洋型

芝生墓地やガーデンング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い卒石を置いたお墓で、卒石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。



デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えていゝ。ただし、墓地や霊園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。



仏壇・仏具Q&A

Q お仏壇を購入するのにいい日にちってありますか？

A 「思い立ったが吉日」という言葉にもあるように、お仏壇を購入または買替えるのに、良い日・悪い日というのはありません。

Q どんない仏壇を購入すればいいですか？

A 宗派・地域によりおまつりするお仏壇に違いがあります。それを踏まえた上で、おまつりする場所にあった大きさ、デザイン、色、材質などで選ばれるとよいでしょう。

Q お仏具とお供えものはどんなものが必要ですか？

A 仏具とは、お仏壇を飾り、毎日お供えするご飯、花やお茶、果物などをお供えする用具、器などをさします。宗派により用いる仏具が異なります。



創業百八十余年
よりよい品をより安く、安心出来る店

山下ぶつだん店

製造・販売
薫香類・念珠
別誂・洗修繕
仏具なら何でも

営業時間：AM8:30～PM7:30
湯浅町南かじや町 湯浅駅から徒歩5分
TEL (0737) 62-2901

墓石 石材 工事 一式
免震 施工
お墓 参り 代行
手元 供養・ペット 墓
遺品 整理
墓石 リフォーム
クリーニング・補修・改修

想いをカタチに

(株)イシヤ石工

広川町広564-1・広小学校前
TEL 0737-63-5259
営業時間 月～土 8:00～17:30
日・祝 9:00～17:00

イシヤ石工 検索

宗派を問わず各種様式に対応します。
式場葬・自宅葬・他家族葬から
社葬・団体葬まで承ります。

- ◆葬祭 ◆供花
- ◆高級霊柩車
- ◆病院からの移送 (寝台車有り)

駐車場完備60台

葬祭式場 セレモ湯浅

☎0737-65-3456
FAX 0737-62-4544
有田郡湯浅町湯浅3189

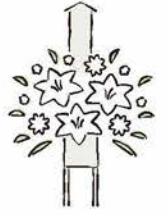
心をこめて
お手伝いさせていただきます

葬儀について

※掲載の記事に関しましては、一般的な慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

悲しみの中にも故人への真心を込めてしきたりや作法を心得ておきましょう。

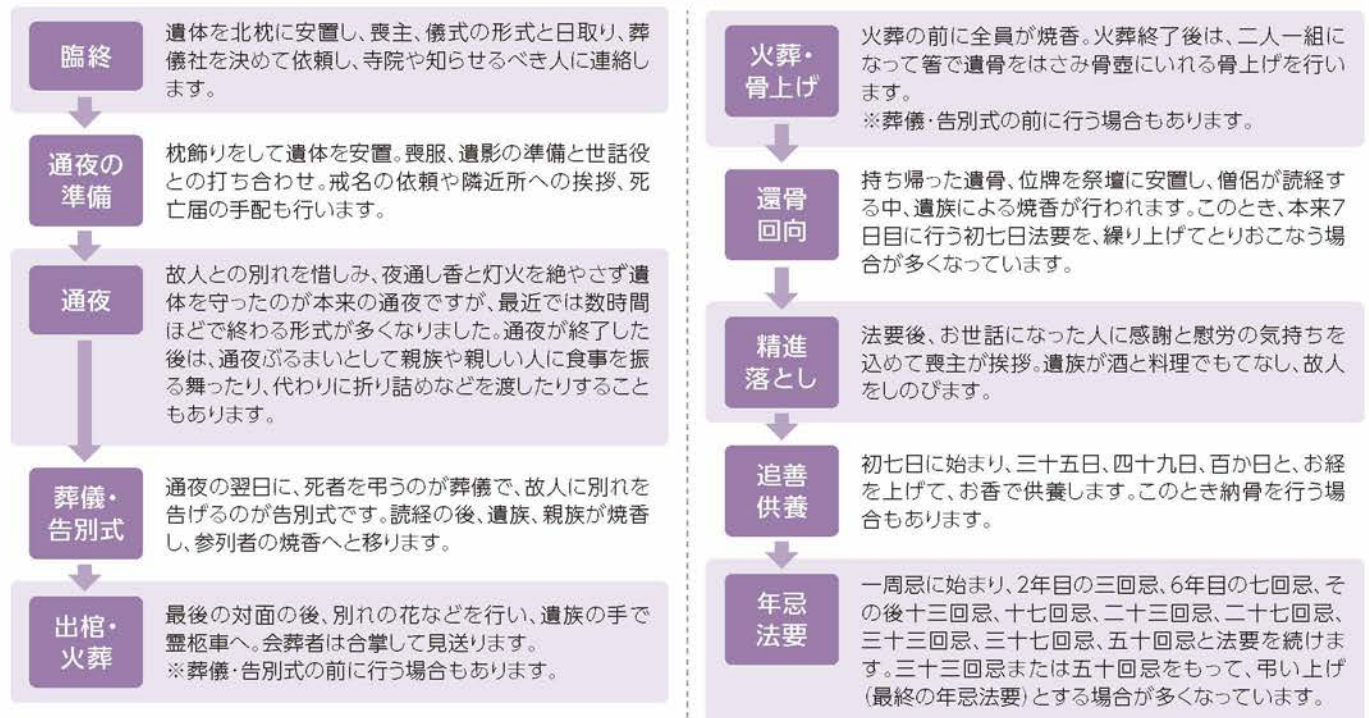
日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人々を支えるために、しきたりや作法があるともいえます。最近では死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。



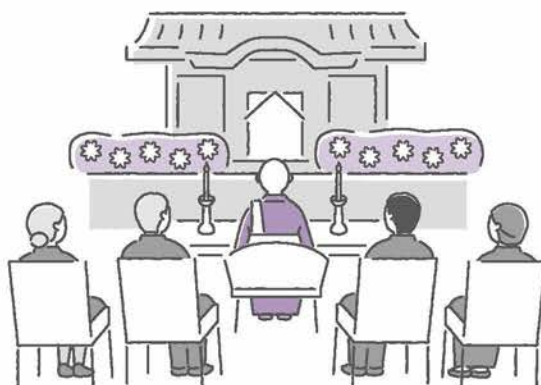
弔事の流れ

臨終から法要まで

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです



～信頼のおける当店におまかせ下さい～



墓石
石碑
石工芸品
設計
施工
販売

(有)石吉石材店

湯浅町湯浅1613

☎ 0737-62-3159
質島 0737-82-1247



生活ガイド

🍴 湯浅町で味わうグルメ



地元の食材を選んで地産地消



地産地消とは？

「地産地消」って聞いたことありますか。「ちさんちしょう」と読み「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味です。

地場の食材を購入することで、輸送に使われるエネルギーを大きく減らすことができます。消費者も新鮮で安心感のある食材が入手でき、地場農業の活性化、食料自給率の向上などの効果も期待されます。

旬の食材を選ぼう！

食材の生産方法や、時期によって生産に要するエネルギーには大きな差があります。たとえば、野菜をビニールハウスで加温して、本来の季節以外に収穫するには、大きなエネルギーが消費されます。

旬の食材を購入することで、そのエネルギーを削減することができます。



エコだけじゃない地産地消のメリット

食料の自給率アップ

地域の生産物を着実に地域の消費に結びつけることで、地域レベルでの自給率向上に貢献できます。



地域農業・社会の活性化

農産物の消費拡大や産直などへの取組が活発になることで、農家の生産意欲や地域社会の活力を高めることができます。

環境や自然にやさしい地域社会づくり

地域内の資源を有効に使うことで、環境や自然に優しい地域社会をつくれます。

生産者と消費者の信頼づくり

地域の生産者と消費者が交流することで「顔が見える」関係が出来あがり、お互いの理解と信頼が深まります。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです



ランチ
お弁当も
やっています。

お昼は、魚の干物・うどん・鶏の唐揚げ・とんかつなど、しらす丼と組み合わせてお好きな定食が食べられ、夜になると、しらすはもちろん、当店はもともと居酒屋としても地元の方にご厚意いただいておりますので、地酒や、ビールに合う居酒屋メニューも豊富！

湯浅駅前坂の下。ぶりぶりの釜あげしらすがおいしい店。湯浅の地産品がゆったり、おいしく食べられます。

かどや食堂

営業時間 11:00~14:00 17:00~20:00
定休日 水曜日と日曜日の夜は休みます。

湯浅町湯浅1109-1 TEL 0737-62-2667
<http://www.yuasa-kadoya.com>

かどや食堂



編集後記

「湯浅町 暮らしのガイドブック」は、湯浅町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として湯浅町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「湯浅町 暮らしのガイドブック」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、湯浅町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

- 「湯浅町 暮らしのガイドブック」に掲載の行政情報は、令和4年5月末現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。
- また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

湯浅町 暮らしのガイドブック

令和4年7月発行

発行

湯浅町／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 阪和支店
〒640-8331 和歌山県和歌山市美園町4丁目81番地
TEL.073-432-6308

※掲載している広告は、令和4年6月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



湯浅町